

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年6月7日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス） 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス） 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス） 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド） 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2018年12月7日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部\_は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

## 第一部【証券情報】

## (5) 申込手数料

## &lt;訂正前&gt;

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24% (税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

## &lt;訂正後&gt;

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%<sup>\*</sup> (税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

\* 2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1 ファンドの性格

## (3) ファンドの仕組み

## &lt; 更新後 &gt;

委託会社の概況(2019年4月末現在)

## ・名称

野村アセットマネジメント株式会社

## ・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

## ・資本金の額

17,180百万円

## ・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

## ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

## 2 投資方針

## (2) 投資対象

## &lt; 更新後 &gt;

ノムラ・印度・フォーカス	インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村インド株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にインドの企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・韓国・フォーカス	韓国の企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村韓国株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に韓国の企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・台湾・フォーカス	台湾の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村台湾株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に台湾の企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。

ノムラ・アセアン・フォーカス	<p>アセアン（東南アジア諸国連合）<sup>*</sup>加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>・ファンドは、「野村アセアン株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にアセアン加盟国の企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。</p> <p><sup>*</sup>東南アジア地域の10カ国からなる地域協力機構です。加盟10カ国は、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ブルネイです。(2019年4月末現在)</p>
ノムラ・豪州・フォーカス	<p>オーストラリアの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>・ファンドは、「野村豪州株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にオーストラリアの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。</p> <p>オーストラリアの周辺諸国の企業の株式やオーストラリアの金融商品取引所に上場されているその他の国の企業の株式に実質的に投資する場合があります。</p>
ノムラ・インドネシア・フォーカス	<p>インドネシアの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>・ファンドは、「野村インドネシア株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にインドネシアの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。</p>
ノムラ・タイ・フォーカス	<p>タイの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>・ファンドは、「野村タイ株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にタイの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。</p>
ノムラ・フィリピン・フォーカス	<p>フィリピンの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>・ファンドは、「野村フィリピン株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にフィリピンの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。</p>
マネープール・ファンド	<p>円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>・ファンドは、「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に円建ての短期有価証券に投資を行ないます。なお、公社債等に直接投資する場合があります。</p>

Depository Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

#### <ノムラ・インド・フォーカス>

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

<ノムラ・韓国・フォーカス> <ノムラ・台湾・フォーカス> <ノムラ・アセアン・フォーカス> <ノムラ・豪州・フォーカス> <ノムラ・インドネシア・フォーカス> <ノムラ・タイ・フォーカス> <ノムラ・フィリピン・フォーカス> <マネープール・ファンド>

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

#### 各マザーファンドの主要投資対象

野村インド株マザーファンド	インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村韓国株マザーファンド	韓国の企業の株式を主要投資対象とします。

野村台湾株マザーファンド	台湾の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村アセアン株マザーファンド	アセアン加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村豪州株マザーファンド	オーストラリアの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村インドネシア株マザーファンド	インドネシアの企業の株式を主要投資対象とします。
野村タイ株マザーファンド	タイの企業の株式を主要投資対象とします。
野村フィリピン株マザーファンド	フィリピンの企業の株式を主要投資対象とします。
野村マネー マザーファンド	円建ての短期有価証券を主要投資対象とします。

投資対象について、詳しくは「(参考)各マザーファンドの概要」をご覧ください。

#### <野村インド株マザーファンド>

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

<野村韓国株マザーファンド> <野村台湾株マザーファンド> <野村アセアン株マザーファンド> <野村豪州株マザーファンド> <野村インドネシア株マザーファンド> <野村タイ株マザーファンド> <野村フィリピン株マザーファンド> <野村マネー マザーファンド>

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

#### <ノムラ・印度・フォーカス>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利
  - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形
  - ロ．次に掲げるものをすべてみだす資産
    - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
    - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
    - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村インド株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除

く。)

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

#### < ノムラ・韓国・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限りません。）に係る権利
  - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- 二. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村韓国株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券



5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

## 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

## &lt; ノムラ・台湾・フォーカス &gt;

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利
  - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村台湾株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
17. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。 )により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

#### <ノムラ・アセアン・フォーカス>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。)に係る権利
  - ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

## 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村アセアン株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20．外国法人が発行する譲渡性預金証書

21．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 7．日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
- 8．流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
- 9．リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

- 1．先物取引等
- 2．スワップ取引
- 3．直物為替先渡取引

#### < ノムラ・豪州・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に限ります。）に係る権利
  - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

## 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村豪州株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

#### < ノムラ・インドネシア・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限りません。）に係る権利
  - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

二．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたく資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村インドネシア株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券および新株予約権証券
- 12．外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13．前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- 18．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 19．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 20．外国法人が発行する譲渡性預金証書



21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

#### < ノムラ・タイ・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に限りません。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみだす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村タイ株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券および新株予約権証券
- 12．外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13．前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- 18．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 19．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20．外国法人が発行する譲渡性預金証書

21．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 7．日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
- 8．流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
- 9．リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

- 1．先物取引等
- 2．スワップ取引
- 3．直物為替先渡取引

#### < ノムラ・フィリピン・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に限りません。）に係る権利
  - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

## 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村フィリピン株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利

## の性質を有するもの

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

## &lt;マネープール・ファンド&gt;

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利
  - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

## イ．為替手形

## 有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付

社債券については、転換社債型新株予約権付社債 に限ります。）

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

## 金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

## 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

## その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

## (参考)各マザーファンドの概要

(野村インド株マザーファンド)  
運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

## 2. 運用方法

## (1) 投資対象

インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。なお、インドの株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。また、インドの株式にかかる指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などのデリバティブを適宜活用します。

株式（DR（預託証券）を含みます。）、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等の合計の組入比率は、原則として高位を基本とします。ただし、資金動向等によっては、金融証券取引所に上場している株価指数連動型上場投資信託（以下「ETF」といいます。）のうち、インドの株式に係る株価指数を対象とするものに主として投資する場合があります。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的にこれらの組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（ETFを除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄のETFへの投資割合には制限を設けません。ただし、当該ETFが一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該ETFへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村韓国株マザーファンド）  
運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2．運用方法

(1) 投資対象

韓国の企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、企業訪問や独自のバリュエーションモデルを活用したファンダメンタルズ分析により、成長性や持続可能性のある投資銘柄を選別します。

上記に関わらず、Samsung Active Asset Management Co., Ltd.の関係会社が発行する普通株式の、当ファンドにおける株式ポートフォリオ内の時価総額比率は、ベンチマークであるKOSPI（韓国総合株価指数）における当該会社株式が占める比率と原則として概ね同じ比率となるよう投資を行なうことを基本とします。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き上げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

Samsung Active Asset Management Co., Ltd.（サムスン アクティブ アセット マネジメント カンパニー リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限



株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式（Samsung Active Asset Management Co., Ltd.の関係会社の株式を除きます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（野村台湾株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

## 2．運用方法

### (1) 投資対象

台湾の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式（DR（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

## （野村アセアン株マザーファンド）

### 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

アセアン（東南アジア諸国連合）加盟国の企業の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる国別配分、業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式（DR（預託証書）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村豪州株マザーファンド）

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

オーストラリアの企業の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、オーストラリアの周辺諸国の企業の株式やオーストラリアの金融商品取引所に上場されているその他の国の企業の株式に投資する場合があります。

### (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式（DR（預託証書）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## （野村インドネシア株マザーファンド）

### 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

インドネシアの企業の株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村タイ株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

タイの企業の株式を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## （野村フィリピン株マザーファンド）

### 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

フィリピンの企業の株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向に

よっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行いません。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## （野村マネー マザーファンド） 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行いません。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保

を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

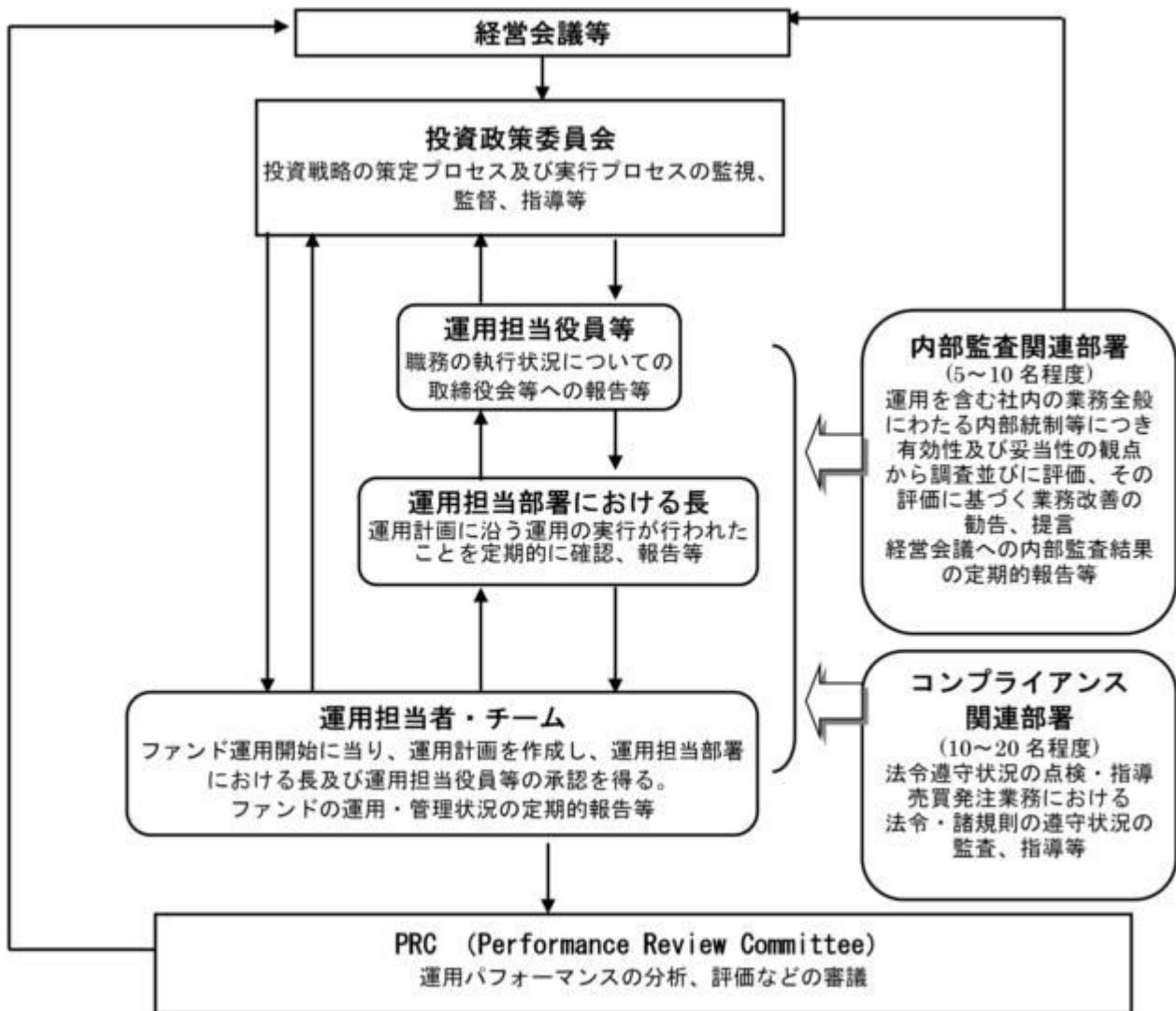
### (3) 運用体制

#### < 更新後 >

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで



す。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

### 3 投資リスク

< 更新後 >

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### <各ファンド(「マネープール・ファンド」を除く)>

##### [株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

##### [為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

#### <マネープール・ファンド>

##### [債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、各ファンド(マネープール・ファンドを除く)においては、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## 各ファンド（マネープール・ファンドを除く）に関する留意点

- ・ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。（「ノムラ・豪州・フォーカス」を除く）

## 新興国に投資を行なうファンドに関する留意点

- ・ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

「ノムラ・インド・フォーカス」「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」の実質的な投資対象候補銘柄には、寄与度が高い銘柄が存在する、または存在することとなる可能性が高いと考えられます。そのため、上記4ファンドは信用リスクを適正に管理する目的で一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」における「特化型運用」を行なうファンドに該当します。当該制限に従って「特化型運用」を行なうにあたり、特定の発行体が発行する銘柄に集中して実質的に投資することがありますので、個別の投資対象銘柄の発行体の経営破綻や経営・財務状況の悪化等による影響を大きく受ける可能性があります。

マネープール・ファンドは、マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご注意ください。

## 「ノムラ・インド・フォーカス」に関する留意点

ファンドが実質的な投資対象とする、インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドの金融商品取引所において、非居住者（ファンドおよびマザーファンドも含まれます。）が、株式を売却した場合、その売買益に対してキャピタル・ゲイン税の他、その他の税が附加されます。

ファンドに係る法令・会計基準に則り、税制・税率を考慮して日々基準価額を計算しています。税制・税率の変更や税の還付もしくは追加納税等が発生した場合には、基準価額が影響を受ける場合があります。

また、インドの株式には、外国人機関投資家の上限保有比率等に制限のある銘柄があります。これらの銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。

これらの記載は、2019年4月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。

## 「ノムラ・韓国・フォーカス」に関する留意点

韓国の株式には、外国人投資家に対して、取得の制限や規制のある銘柄があります。これらの銘柄を投資対象とする場合には、外国人投資家の間の売買を利用するなどにより、取引所における取引値段よりも高い値段で売買を行なう場合があります。

これらの記載は、2019年4月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。

< 更新後 >

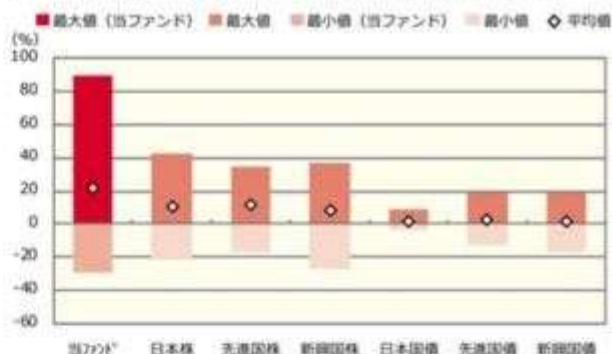
## ■ リスクの定量的比較 (2014年5月末～2019年4月末：月次)

### ■ ノムラ・印度・フォーカス

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	89.3	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△29.0	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値 (%)	21.5	10.4	11.7	7.8	2.0	3.1	1.4

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年5月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\* 2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

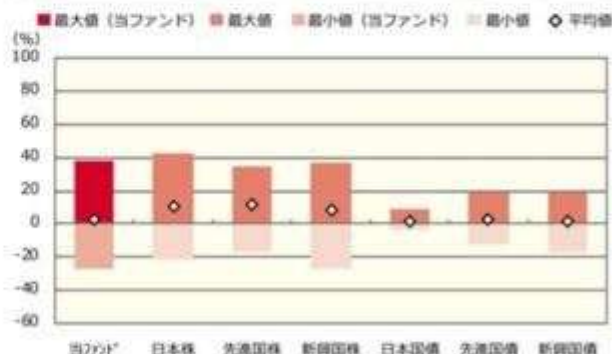
\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### ■ ノムラ・韓国・フォーカス

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	37.7	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△26.6	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値 (%)	3.0	10.4	11.7	7.8	2.0	3.1	1.4

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年5月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\* 2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## ノムラ・台湾・フォーカス

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



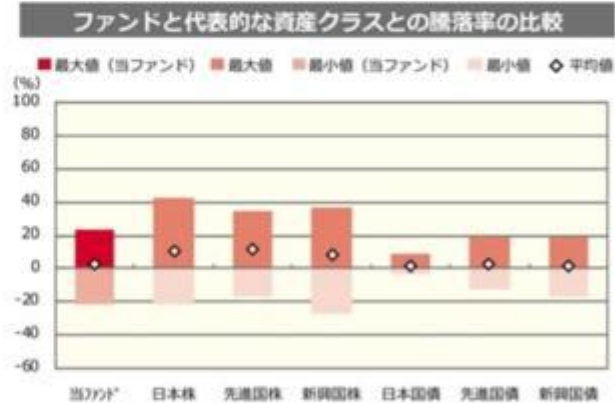
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	36.7	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 25.6	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	7.7	10.4	11.7	7.8	2.0	3.1	1.4

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年5月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## ノムラ・アセアン・フォーカス

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	23.6	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 22.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	2.3	10.4	11.7	7.8	2.0	3.1	1.4

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年5月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## ノムラ・豪州・フォーカス

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2014年5月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2019年4月

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年5月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	38.0	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値(%)	△28.0	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値(%)	4.1	10.4	11.7	7.8	2.0	3.1	1.4

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## ノムラ・インドネシア・フォーカス

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2014年5月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2019年4月

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年5月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	40.2	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値(%)	△27.1	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値(%)	3.7	10.4	11.7	7.8	2.0	3.1	1.4

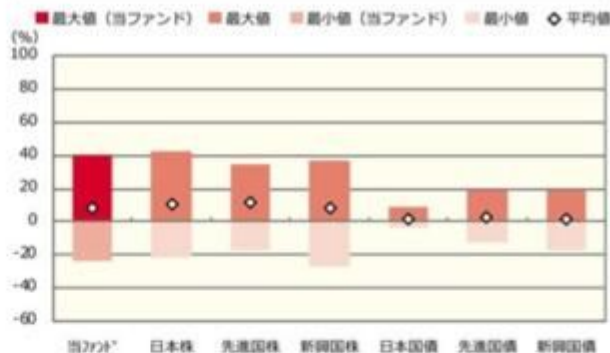
- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## ノムラ・タイ・フォーカス

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	39.7	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 24.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	7.9	10.4	11.7	7.8	2.0	3.1	1.4

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年5月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\* 2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
\* 決算日に対応した数値とは異なります。  
\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## ノムラ・フィリピン・フォーカス

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	56.6	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 24.5	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	5.5	10.4	11.7	7.8	2.0	3.1	1.4

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年5月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\* 2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
\* 決算日に対応した数値とは異なります。  
\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## マネーボール・ファンド

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	0.1	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△0.0	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値 (%)	0.0	10.4	11.7	7.8	2.0	3.1	1.4

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年5月末を10,000として指数化しております。
- 年間騰落率は、2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

#### <代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

#### ■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、株式会社東京証券取引所 (東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
  - MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
  - NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
  - FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)・・・FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の特選銘柄で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
  - JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます) についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンプライアンス、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や価値を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスも法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMS LLC」と呼びます) (「指数スポンサー」) は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての勧誘、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMS LLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC., またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

## 4 手数料等及び税金

### (1) 申込手数料

#### <更新後>

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%<sup>\*</sup> (申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。



なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

\*2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

### (3) 信託報酬等

<更新後>

<ノムラ・印度・フォーカス>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の189（税抜年10,000分の175）の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年10,000分の90	年10,000分の80	年10,000分の5

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、年10,000分の192.5となります。

「野村インド株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村インド株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年10,000分の38の率を乗じて得た額とします。

<ノムラ・韓国・フォーカス> <ノムラ・台湾・フォーカス> <ノムラ・アセアン・フォーカス> <ノムラ・インドネシア・フォーカス> <ノムラ・タイ・フォーカス> <ノムラ・フィリピン・フォーカス>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の178.2（税抜年10,000分の165）の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年10,000分の80	年10,000分の80	年10,000分の5

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、年10,000分の181.5となります。

「野村韓国株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村韓国株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
100億円以下の部分	年10,000分の45

100億円超300億円以下の部分	年10,000分の40
300億円超500億円以下の部分	年10,000分の37
500億円超の部分	年10,000分の35

「野村台湾株マザーファンド」、「野村アセアン株マザーファンド」、「野村インドネシア株マザーファンド」、「野村タイ株マザーファンド」、「野村フィリピン株マザーファンド」の投資顧問会社を受ける報酬は、「野村台湾株マザーファンド」、「野村アセアン株マザーファンド」、「野村インドネシア株マザーファンド」、「野村タイ株マザーファンド」、「野村フィリピン株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社を受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年10,000分の34の率を乗じて得た額とします。

#### <ノムラ・豪州・フォーカス>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の167.4（税抜年10,000分の155）の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年10,000分の75	年10,000分の75	年10,000分の5

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、年10,000分の170.5となります。

「野村豪州株マザーファンド」の投資顧問会社を受ける報酬は、「野村豪州株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社を受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年10,000分の32の率を乗じて得た額とします。

#### <マネープール・ファンド>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に次に掲げる率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて次の通り（税抜）とします。

<コールレート>	信託報酬率	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
0.4%未満	年10,000分の16.2 <sup>1</sup> (税抜年10,000分の15)以内	年10,000分の6.5以内	年10,000分の7.0以内	年10,000分の1.5以内
0.4%以上 0.65%未満	年10,000分の32.4 <sup>2</sup> (税抜年10,000分の30)	年10,000分の13	年10,000分の14	年10,000分の3
0.65%以上	年10,000分の59.4 <sup>3</sup> (税抜年10,000分の55)	年10,000分の22	年10,000分の28	年10,000分の5

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた上記の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、上記の率として見直す場合があります。

信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて上記(税抜)の通りとします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

2019年6月7日現在の信託報酬率は年10,000分の0.1188<sup>4</sup>(税抜年10,000分の0.11)となっております。

\* 2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、1が年10,000分の16.5、2が年10,000分の33、3が年10,000分の60.5、4が年10,000分の0.121となります。

#### 支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

#### (5) 課税上の取扱い

##### < 更新後 >

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

##### < 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

##### < 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

##### 損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定公社債<sup>(注1)</sup>の利子</li> <li>・ 公募公社債投資信託の収益分配金</li> </ul>	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡益</li> <li>・ 譲渡損</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場株式の配当</li> <li>・ 公募株式投資信託の収益分配金</li> </ul>

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 換金（解約）時および償還時の課税について

##### [ 個人の投資家の場合 ]

換金（解約）時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

##### [ 法人の投資家の場合 ]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本について

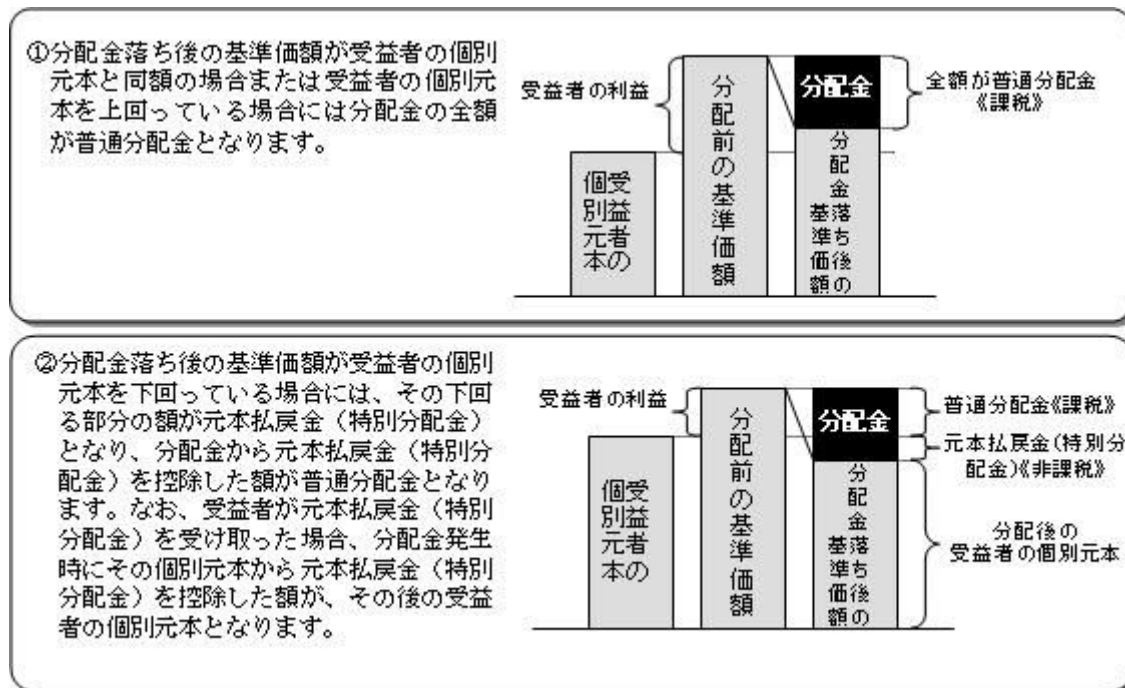
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

#### 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受

益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2019年4月末現在）が変更になる場合があります。

## 5 運用状況

以下は2019年4月26日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1) 投資状況

#### ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	95,128,158,467	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		190,538,253	0.19
合計（純資産総額）		95,318,696,720	100.00

#### ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	189,313,825	99.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）		385,795	0.20

合計(純資産総額)	189,699,620	100.00
-----------	-------------	--------

## ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	86,407,490	99.79
現金・預金・その他資産(負債控除後)		173,440	0.20
合計(純資産総額)		86,580,930	100.00

## ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,523,510,817	99.79
現金・預金・その他資産(負債控除後)		3,054,152	0.20
合計(純資産総額)		1,526,564,969	100.00

## ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	247,784,943	99.79
現金・預金・その他資産(負債控除後)		496,617	0.20
合計(純資産総額)		248,281,560	100.00

## ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,752,668,177	99.79
現金・預金・その他資産(負債控除後)		9,525,981	0.20
合計(純資産総額)		4,762,194,158	100.00

## ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	883,852,121	99.80
現金・預金・その他資産(負債控除後)		1,766,345	0.19
合計(純資産総額)		885,618,466	100.00

## ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,595,649,264	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		5,083,733	0.19
合計（純資産総額）		2,600,732,997	100.00

## ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	68,995,853	99.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）		142,609	0.20
合計（純資産総額）		69,138,462	100.00

## （参考）野村インド株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	インド	89,938,349,441	92.73
現金・預金・その他資産（負債控除後）		7,043,132,280	7.26
合計（純資産総額）		96,981,481,721	100.00

## （参考）野村韓国株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	韓国	179,693,456	94.91
現金・預金・その他資産（負債控除後）		9,618,178	5.08
合計（純資産総額）		189,311,634	100.00

## （参考）野村台湾株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	台湾	79,514,591	92.02
現金・預金・その他資産（負債控除後）		6,894,667	7.97
合計（純資産総額）		86,409,258	100.00

## （参考）野村アセアン株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	シンガポール	436,199,706	28.63

	マレーシア	211,962,890	13.91
	タイ	266,852,226	17.51
	フィリピン	176,325,942	11.57
	インドネシア	309,769,270	20.33
	ベトナム	58,396,087	3.83
	小計	1,459,506,121	95.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）		64,031,888	4.20
合計（純資産総額）		1,523,538,009	100.00

## （参考）野村豪州株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	オーストラリア	223,125,642	90.04
投資証券	オーストラリア	18,209,648	7.34
現金・預金・その他資産（負債控除後）		6,455,681	2.60
合計（純資産総額）		247,790,971	100.00

## （参考）野村インドネシア株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	インドネシア	4,704,819,888	98.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）		47,920,330	1.00
合計（純資産総額）		4,752,740,218	100.00

## （参考）野村タイ株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	タイ	865,999,962	97.97
新株予約権証券	タイ	464,170	0.05
現金・預金・その他資産（負債控除後）		17,405,470	1.96
合計（純資産総額）		883,869,602	100.00

## （参考）野村フィリピン株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	フィリピン	2,583,339,895	99.52
現金・預金・その他資産（負債控除後）		12,314,438	0.47
合計（純資産総額）		2,595,654,333	100.00



## （参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	200,422,174	2.35
特殊債券	日本	1,120,305,723	13.18
社債券	日本	3,270,266,172	38.48
コマーシャルペーパー	日本	499,994,056	5.88
現金・預金・その他資産（負債控除後）		3,405,421,612	40.08
合計（純資産総額）		8,496,409,737	100.00

## （2）投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	野村インド株マザーファンド	29,897,592,076	3.2221	96,335,987,320	3.1818	95,128,158,467	99.80

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.80
合計	99.80

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	野村韓国株マザーファンド	106,087,882	1.9131	202,956,728	1.7845	189,313,825	99.79

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.79
合計	99.79

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村台湾株マザーファンド	36,659,945	2.3928	87,719,917	2.3570	86,407,490	99.79

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村アセアン株マザーファンド	722,008,823	1.9809	1,430,292,591	2.1101	1,523,510,817	99.79

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村豪州株マザーファンド	125,346,491	1.7817	223,330,041	1.9768	247,784,943	99.79

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村インドネシア株マザーファン ド	2,739,132,141	1.4757	4,042,137,301	1.7351	4,752,668,177	99.79

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村タイ株マザーファンド	395,194,331	2.1521	850,498,450	2.2365	883,852,121	99.80

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村フィリピン株マザーファンド	966,038,656	2.4155	2,333,466,374	2.6869	2,595,649,264	99.80

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

## ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	67,609,852	1.0204	68,989,302	1.0205	68,995,853	99.79

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79

合 計	99.79
-----	-------

## (参考) 野村インド株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	3,890,741	3,220.64	12,530,691,657	3,644.15	14,178,461,323	14.61
2	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	10,595,152	525.74	5,570,353,486	636.59	6,744,810,192	6.95
3	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵 当・不動 産金融	1,578,966	3,007.56	4,748,835,773	3,147.79	4,970,255,754	5.12
4	インド	株式	LARSEN&TOUBRO LIMITED	建設・土 木	2,275,580	2,140.73	4,871,417,165	2,181.79	4,964,841,102	5.11
5	インド	株式	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	自動車	444,650	13,599.47	6,047,007,359	11,117.45	4,943,375,254	5.09
6	インド	株式	MPHASIS LTD	情報技術 サービス	3,222,709	1,781.87	5,742,479,307	1,533.60	4,942,364,247	5.09
7	インド	株式	BANDHAN BANK LTD	銀行	3,865,671	996.67	3,852,805,042	950.62	3,674,801,562	3.78
8	インド	株式	DABUR INDIA LTD	パーソ ナル用品	5,337,563	709.29	3,785,912,294	636.11	3,395,282,537	3.50
9	インド	株式	ENDURANCE TECHNOLOGIES LTD	自動車部 品	1,708,701	2,352.37	4,019,498,680	1,865.50	3,187,593,676	3.28
10	インド	株式	ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	保険	1,792,660	1,446.90	2,593,812,302	1,732.19	3,105,243,859	3.20
11	インド	株式	BAJAJ FINANCE LTD	消費者金 融	574,383	4,047.70	2,324,932,607	4,960.40	2,849,175,177	2.93
12	インド	株式	HCL TECHNOLOGIES LTD	情報技術 サービス	1,433,070	1,760.11	2,522,361,986	1,825.25	2,615,721,049	2.69
13	インド	株式	GLAXOSMITHKLINE CONSUMER	食品	194,582	11,502.24	2,238,129,350	11,583.22	2,253,887,184	2.32
14	インド	株式	ITC LTD	タバコ	4,500,000	478.49	2,153,214,000	489.68	2,203,566,750	2.27
15	インド	株式	BRIGADE ENTERPRISES LTD	不動産管 理・開発	5,377,139	321.83	1,730,573,039	371.26	1,996,348,888	2.05
16	インド	株式	PAGE INDUSTRIES LTD	繊維・ア パレル・ 贅沢品	53,558	53,963.65	2,890,185,595	37,193.33	1,992,000,609	2.05
17	インド	株式	HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	保険	3,084,717	704.16	2,172,135,921	642.55	1,982,087,993	2.04
18	インド	株式	BRITANNIA INDUSTRIES LTD	食品	383,882	4,781.73	1,835,620,920	4,780.49	1,835,145,022	1.89
19	インド	株式	AAVAS FINANCIERS LTD	貯蓄・抵 当・不動 産金融	841,789	1,244.94	1,047,977,016	1,882.57	1,584,729,243	1.63
20	インド	株式	GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	パーソ ナル用品	1,390,577	1,339.77	1,863,063,916	1,047.06	1,456,022,421	1.50
21	インド	株式	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	銀行	664,402	1,919.84	1,275,549,987	2,190.24	1,455,202,494	1.50
22	インド	株式	INDUSIND BANK LTD	銀行	527,565	2,940.66	1,551,391,931	2,710.35	1,429,888,172	1.47
23	インド	株式	VARROC ENGINEERING LTD	自動車部 品	1,469,326	1,526.19	2,242,484,607	916.57	1,346,744,540	1.38
24	インド	株式	LARSEN & TOUBRO INFOTECH LTD	情報技術 サービス	486,695	2,552.09	1,242,094,157	2,754.30	1,340,507,689	1.38
25	インド	株式	CADILA HEALTHCARE LTD	医薬品	2,464,616	658.32	1,622,528,187	521.55	1,285,443,889	1.32
26	インド	株式	INDIABULLS HOUSING FINANCE LTD	貯蓄・抵 当・不動 産金融	998,658	1,819.70	1,817,260,459	1,180.61	1,179,028,617	1.21
27	インド	株式	RBL BANK LTD	銀行	938,119	838.37	786,495,798	1,072.17	1,005,831,960	1.03
28	インド	株式	EICHER MOTORS LTD	自動車	30,082	45,192.05	1,359,467,428	32,747.72	985,116,973	1.01

29	インド	株式	PNB HOUSING FINANCE LTD	貯蓄・抵当・不動産金融	655,676	2,098.39	1,375,866,257	1,255.80	823,397,921	0.84
30	インド	株式	MCLEOD RUSSEL INDIA LIMITED	食品	6,475,220	259.45	1,680,005,542	124.93	808,988,086	0.83

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	2.46
		建設・土木	5.79
		電気設備	0.67
		自動車部品	4.67
		自動車	6.11
		家庭用耐久財	0.42
		繊維・アパレル・贅沢品	2.05
		食品・生活必需品小売り	0.38
		食品	5.05
		タバコ	2.27
		パーソナル用品	5.00
		医薬品	1.96
		銀行	29.37
		保険	5.24
		情報技術サービス	9.17
貯蓄・抵当・不動産金融	8.82		
消費者金融	2.93		
資本市場	0.29		
合計			92.73

## (参考) 野村韓国株マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	8,386	4,349.41	36,474,194	4,313.18	36,170,411	19.10
2	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	1,064	7,328.95	7,798,010	7,747.32	8,243,149	4.35
3	韓国	株式	HYUNDAI MOBIS	自動車部品	300	21,079.31	6,323,794	22,024.80	6,607,440	3.49
4	韓国	株式	LG CHEMICALS LTD	化学	167	33,100.56	5,527,795	35,259.00	5,888,253	3.11
5	韓国	株式	SK TELECOM CO LTD	無線通信サービス	196	26,415.37	5,177,414	23,956.80	4,695,533	2.48
6	韓国	株式	KB FINANCIAL GROUP INC	銀行	1,047	4,804.11	5,029,904	4,419.44	4,627,164	2.44
7	韓国	株式	NCSOFT CORPORATION	娯楽	92	43,708.59	4,021,191	49,266.00	4,532,472	2.39
8	韓国	株式	HYUNDAI MOTOR CO LTD	自動車	291	12,535.76	3,647,908	13,330.80	3,879,263	2.04
9	韓国	株式	POSCO	金属・鉱業	154	28,207.20	4,343,909	25,164.29	3,875,302	2.04

10	韓国	株式	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	パーソナル用品	28	133,351.46	3,733,841	134,757.00	3,773,196	1.99
11	韓国	株式	SK HOLDINGS CO LTD	コングロマリット	145	25,792.20	3,739,869	25,164.30	3,648,824	1.92
12	韓国	株式	MERITZ SECURITIES	資本市場	7,100	401.17	2,848,377	500.38	3,552,755	1.87
13	韓国	株式	SK INNOVATION CO LTD	石油・ガス・消耗燃料	193	17,621.32	3,400,915	18,209.09	3,514,356	1.85
14	韓国	株式	HYUNDAI MIPO DOCKYARD CO., LTD.	機械	600	4,564.35	2,738,610	5,486.88	3,292,128	1.73
15	韓国	株式	HANON SYSTEMS	自動車部品	2,620	1,193.85	3,127,907	1,193.00	3,125,686	1.65
16	韓国	株式	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	ライフサイエンス・ツール/サービス	93	44,799.02	4,166,309	32,699.09	3,041,016	1.60
17	韓国	株式	KOREA GAS CORPORATION	ガス	640	4,664.91	2,985,544	4,453.25	2,850,086	1.50
18	韓国	株式	SAMSUNG C&T CORP	コングロマリット	266	12,122.23	3,224,515	10,143.00	2,698,038	1.42
19	韓国	株式	HYUNDAI ENGINEERING & CONSTR	建設・土木	536	6,299.96	3,376,779	4,936.25	2,645,835	1.39
20	韓国	株式	HANA FINANCIAL HOLDINGS	銀行	720	3,994.79	2,876,254	3,603.18	2,594,290	1.37
21	韓国	株式	HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD	医薬品	62	45,208.88	2,802,951	41,248.19	2,557,388	1.35
22	韓国	株式	SAMSUNG SDS CO LTD	情報技術サービス	109	23,378.25	2,548,230	21,348.59	2,326,997	1.22
23	韓国	株式	HANWHA CHEMICAL CORP	化学	1,150	2,095.14	2,409,418	2,009.28	2,310,672	1.22
24	韓国	株式	FILA KOREA LTD	繊維・アパレル・贅沢品	299	4,343.71	1,298,771	7,699.02	2,302,007	1.21
25	韓国	株式	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	保険	281	8,875.02	2,493,883	8,153.03	2,291,004	1.21
26	韓国	株式	KAKAO CORP	インタラクティブ・メディアおよびサービス	198	10,711.61	2,120,900	11,205.60	2,218,709	1.17
27	韓国	株式	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	機械	187	12,033.17	2,250,203	11,785.19	2,203,832	1.16
28	韓国	株式	INDUSTRIAL BK OF KOREA	銀行	1,590	1,467.25	2,332,939	1,381.37	2,196,394	1.16
29	韓国	株式	SHINSEGAE INTERNATIONAL CO LTD	専門小売り	73	25,947.76	1,894,187	29,849.39	2,179,006	1.15
30	韓国	株式	SAMSUNG SDI CO,LTD	電子装置・機器・部品	97	24,036.58	2,331,549	22,218.00	2,155,146	1.13

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.17
		メディア	0.71
		娯楽	3.91
		石油・ガス・消耗燃料	1.85
		化学	5.88
		建設資材	1.61
		金属・鉱業	3.08
		建設・土木	2.33
		電気設備	0.53
		コングロマリット	3.95

機械	3.79
商社・流通業	0.51
商業サービス・用品	0.26
自動車部品	5.14
自動車	2.04
繊維・アパレル・贅沢品	1.21
インターネット販売・通信販売	0.96
専門小売り	1.43
食品	2.41
パーソナル用品	3.12
バイオテクノロジー	0.62
医薬品	2.39
銀行	4.97
保険	3.74
情報技術サービス	2.25
コンピュータ・周辺機器	19.10
電子装置・機器・部品	2.79
半導体・半導体製造装置	5.05
無線通信サービス	2.48
ガス	1.50
消費者金融	0.30
資本市場	2.10
ライフサイエンス・ツール/サービス	1.60
合 計	94.91

## (参考) 野村台湾株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・ 半導体製 造装置	15,000	938.60	14,079,000	965.67	14,485,125	16.76
2	台湾	株式	ST SHINE OPTICAL CO LTD	ヘルスケ ア機器・ 用品	3,000	2,205.71	6,617,130	2,093.80	6,281,400	7.26
3	台湾	株式	KING SLIDE WORKS CO LTD	機械	4,000	1,389.85	5,559,400	1,180.47	4,721,880	5.46
4	台湾	株式	POYA CO LTD	複合小売 り	3,432	1,095.63	3,760,219	1,321.25	4,534,564	5.24
5	台湾	株式	E INK HOLDINGS INC	電子装 置・機 器・部 品	33,000	115.33	3,806,203	136.63	4,509,070	5.21
6	台湾	株式	FORMOSA PLASTIC	化学	10,720	400.71	4,295,612	398.90	4,276,262	4.94
7	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR CO LTD	半導体・ 半導体製 造装置	20,000	248.00	4,960,140	209.74	4,194,820	4.85
8	台湾	株式	CHINA STEEL CHEMICAL CORP	化学	8,000	507.20	4,057,640	492.76	3,942,120	4.56
9	台湾	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	保険	42,456	107.39	4,559,668	90.79	3,854,644	4.46

10	台湾	株式	BROGENT TECHNOLOGIES INC	ソフトウェア	5,266	611.89	3,222,239	626.33	3,298,280	3.81
11	台湾	株式	FORMOSA SUMCO TECHNOLOGY COR	半導体・半導体製造装置	7,000	580.48	4,063,416	445.83	3,120,845	3.61
12	台湾	株式	EGIS TECHNOLOGY INC	電子装置・機器・部品	3,000	442.22	1,326,675	992.75	2,978,250	3.44
13	台湾	株式	TONG HSING ELECTRONIC INDUST	電子装置・機器・部品	6,000	287.71	1,726,302	409.73	2,458,410	2.84
14	台湾	株式	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	保険	14,241	182.30	2,596,206	160.10	2,280,034	2.63
15	台湾	株式	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	半導体・半導体製造装置	6,000	255.94	1,535,694	265.69	1,594,176	1.84
16	台湾	株式	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	繊維・アパレル・贅沢品	1,768	662.43	1,171,185	889.86	1,573,281	1.82
17	台湾	株式	EMEMORY TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	1,000	1,122.71	1,122,710	1,425.95	1,425,950	1.65
18	台湾	株式	POSIFLEX TECHNOLOGY INC	電子装置・機器・部品	3,552	393.48	1,397,676	393.48	1,397,676	1.61
19	台湾	株式	YAGEO CORPORATION	電子装置・機器・部品	1,198	1,971.06	2,361,330	1,160.61	1,390,417	1.60
20	台湾	株式	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	石油・ガス・消耗燃料	3,000	453.05	1,359,165	415.15	1,245,450	1.44
21	台湾	株式	CTCI CORP	建設・土木	7,000	175.08	1,225,595	171.65	1,201,589	1.39
22	台湾	株式	ASPEED TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	439	2,620.85	1,150,557	2,382.59	1,045,961	1.21
23	台湾	株式	LAND MARK OPTOELECTRONICS CORPORATION	半導体・半導体製造装置	1,000	1,030.65	1,030,655	1,034.26	1,034,265	1.19
24	台湾	株式	ALL RING TECH CO LTD	電子装置・機器・部品	5,000	201.07	1,005,385	174.18	870,913	1.00
25	台湾	株式	TAIWAN PAIHO LIMITED	繊維・アパレル・贅沢品	3,000	245.84	737,523	285.91	857,736	0.99
26	台湾	株式	MACRONIX INTERNATIONAL	半導体・半導体製造装置	8,027	101.62	815,715	90.61	727,334	0.84
27	台湾	株式	NANOPLUS LTD	化学	2,143	150.50	322,524	99.92	214,139	0.24

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	1.44
		化学	9.75
		建設・土木	1.39
		機械	5.46
		繊維・アパレル・贅沢品	2.81
		複合小売り	5.24
		ヘルスケア機器・用品	7.26
		保険	7.09
		ソフトウェア	3.81



		電子装置・機器・部品	15.74
		半導体・半導体製造装置	31.97
合 計			92.02

## (参考) 野村アセアン株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	シンガ ポール	株式	DBS GROUP HLDGS	銀行	50,500	2,011.72	101,592,108	2,235.59	112,897,295	7.41
2	シンガ ポール	株式	SINGAPORE TECH ENGINEERING	航空宇 宙・防衛	270,000	281.43	75,988,121	319.13	86,166,612	5.65
3	シンガ ポール	株式	KEPPEL CORP.	コングロ マリット	124,000	528.20	65,497,054	566.89	70,295,153	4.61
4	インドネ シア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	2,000,000	26.20	52,415,685	34.20	68,414,000	4.49
5	タイ	株式	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生 活必需品 小売り	250,000	231.09	57,774,065	267.85	66,964,375	4.39
6	シンガ ポール	株式	UNITED OVERSEAS BANK	銀行	29,000	2,127.71	61,703,655	2,218.36	64,332,486	4.22
7	タイ	株式	BANGKOK BANK(F)	銀行	85,000	757.71	64,405,677	736.39	62,593,150	4.10
8	タイ	株式	PTT PCL(F)	石油・ガ ス・消耗 燃料	350,000	170.64	59,724,444	172.75	60,464,250	3.96
9	インドネ シア	株式	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	建設資材	570,000	95.96	54,700,076	105.46	60,115,050	3.94
10	マレーシ ア	株式	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	銀行	364,049	160.07	58,275,798	140.33	51,089,762	3.35
11	インドネ シア	株式	BANK TABUNGAN PENSILUNAN NASI	銀行	2,680,000	13.89	37,250,531	19.03	51,024,520	3.34
12	フィリピ ン	株式	AYALA LAND LTD	不動産管 理・開発	480,000	89.70	43,056,385	105.93	50,846,400	3.33
13	インドネ シア	株式	BANK MANDIRI	銀行	820,000	60.00	49,205,473	60.43	49,556,700	3.25
14	マレーシ ア	株式	RHB BANK BHD	銀行	310,000	155.43	48,185,694	156.83	48,617,920	3.19
15	フィリピ ン	株式	METROPOLITAN BANK & TRUST	銀行	270,000	160.60	43,362,928	164.45	44,403,930	2.91
16	マレーシ ア	株式	MISC BHD	海運業	235,000	184.54	43,369,103	183.87	43,209,920	2.83
17	シンガ ポール	株式	SATS LTD	運送イン フラ	93,000	410.84	38,208,956	429.06	39,903,436	2.61
18	フィリピ ン	株式	SM PRIME HLDGS	不動産管 理・開発	350,000	78.86	27,602,497	87.31	30,559,200	2.00
19	マレーシ ア	株式	SIME DARBY BERHAD	コングロ マリット	430,000	70.27	30,219,538	63.81	27,440,192	1.80
20	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送イン フラ	115,000	218.59	25,138,765	237.32	27,291,800	1.79
21	シンガ ポール	株式	FIRST RESOURCES LTD	食品	156,000	136.29	21,262,002	151.77	23,676,744	1.55
22	インドネ シア	株式	GUDANG GARAM TBK	タバコ	35,000	582.60	20,391,348	632.00	22,120,000	1.45
23	インドネ シア	株式	AKR CORPORINDO TBK PT	商社・流 通業	610,000	38.89	23,728,198	36.26	22,119,210	1.45
24	フィリピ ン	株式	ROBINSONS RETAIL HOLDINGS INC	食品・生 活必需品 小売り	120,000	165.41	19,849,942	167.56	20,107,440	1.31
25	タイ	株式	WHA CORP PCL-FOREIGN	不動産管 理・開発	1,220,000	14.71	17,951,574	14.79	18,053,072	1.18

26	シンガポール	株式	HAW PAR CORP LTD	医薬品	15,000	1,110.82	16,662,324	1,164.96	17,474,520	1.14
27	フィリピン	株式	MEGAWIDE CONSTRUCTION CORP	建設・土木	356,000	39.34	14,006,423	47.18	16,798,572	1.10
28	インドネシア	株式	PAKUWON JATI TBK PT	不動産管理・開発	2,900,000	4.91	14,253,431	5.76	16,724,300	1.09
29	タイ	株式	PLAN B MEDIA PCL-F	メディア	620,000	23.03	14,284,356	23.90	14,822,030	0.97
30	フィリピン	株式	D&L INDUSTRIES INC	化学	600,000	24.73	14,839,630	22.68	13,610,400	0.89

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	メディア	0.97
		不動産管理・開発	8.94
		石油・ガス・消耗燃料	3.96
		化学	1.37
		建設資材	3.94
		航空宇宙・防衛	5.65
		建設・土木	1.45
		コングロマリット	6.41
		商社・流通業	1.45
		航空貨物・物流サービス	0.69
		旅客航空輸送業	0.43
		海運業	2.83
		運送インフラ	4.41
		ホテル・レストラン・レジャー	0.56
		専門小売り	0.87
		食品・生活必需品小売り	5.71
		食品	1.85
		タバコ	1.45
		パーソナル用品	0.58
		医薬品	1.86
銀行	37.73		
保険	0.86		
電子装置・機器・部品	0.62		
資本市場	0.69		
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.40		
合計			95.79

## (参考) 野村豪州株マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING CORP	銀行	9,450	2,170.92	20,515,247	2,162.54	20,436,077	8.24

2	オーストラリア	株式	RIO TINTO LTD	金属・鉱業	2,645	5,592.20	14,791,372	7,714.75	20,405,540	8.23
3	オーストラリア	株式	BHP GROUP LIMITED	金属・鉱業	6,740	2,446.39	16,488,682	2,995.26	20,188,066	8.14
4	オーストラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK	銀行	10,003	2,160.56	21,612,167	2,012.00	20,126,042	8.12
5	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND TRUST GROUP		58,794	329.32	19,362,157	309.71	18,209,648	7.34
6	オーストラリア	株式	FORTESCUE METALS GROUP LTD	金属・鉱業	30,350	294.82	8,947,836	595.91	18,086,051	7.29
7	オーストラリア	株式	WOOLWORTHS GROUP LTD	食品・生活必需品小売り	6,172	2,237.82	13,811,834	2,504.41	15,457,252	6.23
8	オーストラリア	株式	QBE INSURANCE	保険	13,855	860.15	11,917,484	1,020.89	14,144,544	5.70
9	オーストラリア	株式	CSL LIMITED	バイオテクノロジー	855	16,545.41	14,146,327	15,289.94	13,072,907	5.27
10	オーストラリア	株式	WOODSIDE PETROLEUM	石油・ガス・消耗燃料	3,400	2,847.11	9,680,185	2,881.56	9,797,329	3.95
11	オーストラリア	株式	CORPORATE TRAVEL MANAGEMENT	ホテル・レストラン・レジャー	4,000	2,493.43	9,973,752	2,116.28	8,465,144	3.41
12	オーストラリア	株式	KINA SECURITIES LTD	各種金融サービス	87,000	75.27	6,548,803	89.38	7,776,704	3.13
13	オーストラリア	株式	INVOCARE LTD	各種消費者サービス	6,200	980.12	6,076,775	1,202.02	7,452,557	3.00
14	オーストラリア	株式	SYDNEY AIRPORT	運送インフラ	12,458	573.96	7,150,409	597.48	7,443,458	3.00
15	オーストラリア	株式	BLUESCOPE STEEL LTD	金属・鉱業	6,700	1,278.13	8,563,510	1,108.71	7,428,407	2.99
16	オーストラリア	株式	TABCORP HOLDINGS	ホテル・レストラン・レジャー	17,500	377.15	6,600,162	384.99	6,737,379	2.71
17	オーストラリア	株式	BANK OF QUEENSLAND LTD	銀行	7,800	876.03	6,833,038	730.78	5,700,093	2.30
18	オーストラリア	株式	JB HI-FI LTD	専門小売り	2,625	1,943.78	5,102,432	2,073.94	5,444,104	2.19
19	オーストラリア	株式	BORAL LTD	建設資材	14,000	496.36	6,949,126	384.20	5,378,926	2.17
20	オーストラリア	株式	PRIMERO GROUP LIMITED	建設・土木	140,000	32.94	4,611,825	30.57	4,281,186	1.72
21	オーストラリア	株式	SOUTH32 LTD	金属・鉱業	11,000	277.43	3,051,800	266.59	2,932,534	1.18
22	オーストラリア	株式	METALS X LTD	金属・鉱業	109,974	39.59	4,354,646	21.56	2,371,342	0.95

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	3.95
		建設資材	2.17
		金属・鉱業	28.81
		建設・土木	1.72
		運送インフラ	3.00
		ホテル・レストラン・レジャー	6.13
		専門小売り	2.19
		食品・生活必需品小売り	6.23
		バイオテクノロジー	5.27

		銀行	18.66
		各種金融サービス	3.13
		保険	5.70
		各種消費者サービス	3.00
投資証券			7.34
合 計			97.39

## (参考) 野村インドネシア株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	インドネ シア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	2,275,000	195.52	444,819,375	221.00	502,780,687	10.57
2	インドネ シア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	13,427,100	23.51	315,794,177	34.20	459,300,810	9.66
3	インドネ シア	株式	BANK MANDIRI	銀行	4,969,046	55.11	273,872,947	60.43	300,304,295	6.31
4	インドネ シア	株式	HM SAMPOERNA TBK PT	タバコ	10,863,200	30.02	326,113,264	26.78	290,927,359	6.12
5	インドネ シア	株式	TELEKOMUNIKASI	各種電気 通信サー ビス	8,553,630	26.70	228,399,028	30.25	258,807,183	5.44
6	インドネ シア	株式	UNILEVER INDONESIA TBK PT	家庭用品	653,500	360.67	235,700,786	366.56	239,546,960	5.04
7	インドネ シア	株式	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	3,509,200	57.09	200,351,808	59.64	209,306,234	4.40
8	インドネ シア	株式	BANK DANAMON PT	銀行	2,643,000	52.53	138,850,005	67.54	178,521,435	3.75
9	インドネ シア	株式	GUDANG GARAM TBK	タバコ	280,000	579.86	162,360,800	632.00	176,960,000	3.72
10	インドネ シア	株式	BANK NEGARA INDONESIA PT	銀行	2,269,700	76.39	173,384,967	75.84	172,134,048	3.62
11	インドネ シア	株式	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	建設資材	1,511,500	89.43	135,182,179	105.46	159,410,348	3.35
12	インドネ シア	株式	INDUSTRI JAMU DAN FARMASI SI	パーソナ ル用品	17,780,400	6.51	115,883,757	7.93	141,167,486	2.97
13	インドネ シア	株式	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	不動産管 理・開発	15,393,483	6.68	102,981,977	8.92	137,417,623	2.89
14	インドネ シア	株式	SURYA CITRA MEDIA PT TBK	メディア	10,147,800	14.92	151,479,855	13.50	137,086,630	2.88
15	インドネ シア	株式	PEMBANGUNAN PERUMAHAN PERSER	建設・土 木	7,257,065	16.79	121,851,700	18.48	134,154,104	2.82
16	インドネ シア	株式	BANK TABUNGAN PENSIUNAN NASI	銀行	6,629,700	12.95	85,894,393	19.03	126,222,858	2.65
17	インドネ シア	株式	INDOFOOD SUKSES MAK TBK	食品	2,207,400	52.54	115,996,480	49.37	108,990,375	2.29
18	インドネ シア	株式	SARANA MENARA NUSANTARA PT	無線通信 サービス	19,087,100	3.97	75,905,231	5.60	107,059,544	2.25
19	インドネ シア	株式	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	建設資材	609,200	137.16	83,562,563	166.29	101,306,914	2.13
20	インドネ シア	株式	PAKUWON JATI TBK PT	不動産管 理・開発	16,629,700	4.14	68,971,681	5.76	95,903,480	2.01
21	インドネ シア	株式	MITRA ADIPERKASA TBK PT	複合小売 り	12,565,000	6.31	79,410,799	7.62	95,789,277	2.01
22	インドネ シア	株式	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	食品・生 活必需品 小売り	12,529,400	6.43	80,670,542	7.14	89,578,945	1.88

23	インドネシア	株式	MAYORA INDAH PT	食品	4,140,000	22.04	91,249,740	20.06	83,073,240	1.74
24	インドネシア	株式	BLUE BIRD TBK PT	陸運・鉄道	3,133,100	24.45	76,630,042	25.67	80,442,342	1.69
25	インドネシア	株式	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	食品	1,033,700	70.31	72,679,447	71.69	74,108,537	1.55
26	インドネシア	株式	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	運送インフラ	1,531,544	34.36	52,631,509	47.79	73,200,145	1.54
27	インドネシア	株式	AKR CORPORINDO TBK PT	商社・流通業	1,589,100	34.43	54,722,406	36.26	57,622,355	1.21
28	インドネシア	株式	BFI FINANCE INDONESIA TBK PT	消費者金融	9,000,000	5.05	45,504,000	5.21	46,926,000	0.98
29	インドネシア	株式	VALE INDONESIA TBK	金属・鉱業	1,708,400	27.97	47,790,611	23.70	40,489,080	0.85
30	インドネシア	株式	SURYA SEMESTA INTERNUSA PT	建設・土木	5,198,100	4.69	24,399,077	5.05	26,281,594	0.55

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	メディア	2.88
		不動産管理・開発	4.90
		建設資材	5.48
		金属・鉱業	0.85
		建設・土木	3.37
		商社・流通業	1.21
		陸運・鉄道	1.69
		運送インフラ	1.54
		自動車	4.40
		複合小売り	2.01
		食品・生活必需品小売り	1.88
		食品	5.60
		タバコ	9.84
		家庭用品	5.04
		パーソナル用品	2.97
		銀行	36.59
各種電気通信サービス	5.44		
無線通信サービス	2.25		
消費者金融	0.98		
合計			98.99

## (参考) 野村タイ株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	タイ	株式	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	830,000	170.13	141,214,125	172.75	143,386,650	16.22

2	タイ	株式	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品小売り	340,000	227.72	77,425,650	267.85	91,071,550	10.30
3	タイ	株式	BANGKOK BANK(F)	銀行	95,000	732.30	69,569,136	736.39	69,957,050	7.91
4	タイ	株式	KASIKORNBANK PCL(F)	銀行	100,000	721.17	72,117,360	675.31	67,531,500	7.64
5	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	280,000	216.38	60,586,400	237.32	66,449,600	7.51
6	タイ	株式	SIAM CEMENT PUBLIC (F)	建設資材	26,500	1,620.87	42,953,104	1,591.44	42,173,160	4.77
7	タイ	株式	PLAN B MEDIA PCL-F	メディア	1,460,000	22.99	33,566,111	23.90	34,903,490	3.94
8	タイ	株式	SIAM WELLNESS GROUP PCL-F	各種消費者サービス	600,000	50.40	30,245,475	48.51	29,106,600	3.29
9	タイ	株式	PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	石油・ガス・消耗燃料	60,000	470.90	28,254,053	476.38	28,583,100	3.23
10	タイ	株式	IRPC PUBLIC COMPANY LIMITED (F)	石油・ガス・消耗燃料	1,360,000	22.81	31,030,199	19.54	26,579,840	3.00
11	タイ	株式	THAI UNION GROUP PCL-F	食品	405,000	61.10	24,749,509	65.61	26,572,860	3.00
12	タイ	株式	HUMANICA PCL-FOREIGN	ソフトウェア	770,000	35.63	27,439,020	28.61	22,035,860	2.49
13	タイ	株式	BANGKOK CHAIN HOSPITAL-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	340,000	65.75	22,355,657	62.12	21,121,480	2.38
14	タイ	株式	GFPT PUBLIC CO LTD-FOR	食品	390,000	48.30	18,837,624	52.35	20,416,500	2.30
15	タイ	株式	ERAWAN GROUP PCL/THE-FOREIGN	ホテル・レストラン・レジャー	850,000	25.26	21,477,460	23.90	20,320,525	2.29
16	タイ	株式	INDORAMA VENTURES-FOREIGN	化学	110,000	197.18	21,690,350	161.41	17,755,375	2.00
17	タイ	株式	BANGKOK EXPRESSWAY AND METRO PCL-F	運送インフラ	460,000	31.93	14,689,410	35.94	16,535,620	1.87
18	タイ	株式	WIHA CORP PCL-FOREIGN	不動産管理・開発	1,110,000	13.75	15,263,166	14.79	16,425,336	1.85
19	タイ	株式	ROBINSON PCL (F)	複合小売り	50,000	235.47	11,773,515	205.03	10,251,875	1.15
20	タイ	株式	SOMBOON ADV TECH - FOREIGN	自動車部品	130,000	70.77	9,201,036	66.65	8,665,670	0.98
21	タイ	株式	SINO THAI ENGINEERING&CONSTR(F)	建設・土木	90,000	78.46	7,062,041	86.55	7,789,680	0.88
22	タイ	株式	KIATNAKIN BANK PCL-FOR	銀行	32,000	245.65	7,860,835	240.81	7,705,920	0.87
23	タイ	株式	ADVANCED INFO SERVICE (F)	無線通信サービス	11,000	679.91	7,479,111	663.10	7,294,100	0.82
24	タイ	株式	CH.KARNCHANG PUBLIC CO LTD (F)	建設・土木	80,000	91.61	7,329,000	89.86	7,189,400	0.81
25	タイ	株式	NETBAY PCL-FOREIGN	ソフトウェア	60,000	105.97	6,358,631	108.19	6,491,400	0.73
26	タイ	株式	JMT NETWORK SERVICES PCL-F	商業サービス・用品	110,000	43.62	4,798,750	55.14	6,065,620	0.68
27	タイ	株式	JWD INFOLOGISTICS PCL/F	航空貨物・物流サービス	180,000	26.17	4,711,500	30.36	5,465,340	0.61
28	タイ	株式	TISCO FINANCIAL GROUP-NVDR	銀行	17,000	283.56	4,820,563	320.20	5,443,528	0.61
29	タイ	株式	HANA MICROELECTRONICS PCL-FOREIGN	電子装置・機器・部品	47,000	132.93	6,247,903	115.17	5,412,990	0.61
30	タイ	株式	CENTRAL PATTANA(F)	不動産管理・開発	19,000	280.94	5,337,955	266.11	5,056,137	0.57

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	メディア	3.94
		不動産管理・開発	2.86
		石油・ガス・消耗燃料	22.46
		化学	3.03
		建設資材	4.77
		建設・土木	1.69
		商業サービス・用品	0.68
		航空貨物・物流サービス	0.61
		運送インフラ	9.38
		自動車部品	0.98
		ホテル・レストラン・レジャー	2.29
		複合小売り	1.15
		食品・生活必需品小売り	10.30
		食品	5.31
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.38
		銀行	17.04
		ソフトウェア	3.22
		電子装置・機器・部品	0.61
		無線通信サービス	0.82
		消費者金融	0.50
各種消費者サービス	3.29		
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.54		
新株予約権証券			0.05
合計			98.03

## (参考) 野村フィリピン株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	フィリピン	株式	AYALA LAND LTD	不動産管理・開発	3,800,000	90.06	342,264,975	105.93	402,534,000	15.50
2	フィリピン	株式	SM PRIME HLDGS	不動産管理・開発	4,183,775	78.07	326,658,373	87.31	365,293,763	14.07
3	フィリピン	株式	BDO UNIBANK INC	銀行	676,002	257.98	174,399,558	286.75	193,850,333	7.46
4	フィリピン	株式	AYALA CORPORATION	各種金融サービス	100,003	1,923.08	192,313,985	1,893.89	189,395,681	7.29
5	フィリピン	株式	METROPOLITAN BANK & TRUST	銀行	1,130,002	153.48	173,442,112	164.45	185,838,999	7.15
6	フィリピン	株式	SM INVESTMENTS CORP	コングロマリット	91,007	2,034.60	185,163,303	2,033.00	185,017,231	7.12
7	フィリピン	株式	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	ホテル・レストラン・レジャー	200,000	626.45	125,290,476	648.42	129,684,000	4.99
8	フィリピン	株式	ROBINSONS RETAIL HOLDINGS INC	食品・生活必需品小売り	707,110	173.23	122,494,787	167.56	118,484,766	4.56

9	フィリピン	株式	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	運送インフラ	305,000	208.36	63,552,045	265.36	80,934,800	3.11
10	フィリピン	株式	JG SUMMIT HOLDINGS INC	コングロマリット	465,000	116.84	54,332,460	139.10	64,681,500	2.49
11	フィリピン	株式	GT CAPITAL HOLDINGS INC	各種金融サービス	33,674	1,861.79	62,694,253	1,823.28	61,397,131	2.36
12	フィリピン	株式	MEGAWIDE CONSTRUCTION CORP	建設・土木	1,300,000	39.50	51,356,775	47.18	61,343,100	2.36
13	フィリピン	株式	BANK OF PHILIPPINE ISLANDS	銀行	320,000	182.18	58,298,902	174.41	55,811,200	2.15
14	フィリピン	株式	BLOOMBERRY RESORTS CORP	ホテル・レストラン・レジャー	1,950,000	19.23	37,515,270	27.82	54,249,000	2.08
15	フィリピン	株式	WILCON DEPOT INC	専門小売り	1,400,000	24.61	34,461,969	35.95	50,332,800	1.93
16	フィリピン	株式	ROBINSONS LAND CO	不動産管理・開発	900,000	51.40	46,262,113	52.43	47,187,000	1.81
17	フィリピン	株式	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	各種金融サービス	4,951,000	11.02	54,564,970	9.50	47,042,421	1.81
18	フィリピン	株式	PUREGOLD PRICE CLUB INC	食品・生活必需品小売り	435,000	93.49	40,669,924	94.16	40,959,600	1.57
19	フィリピン	株式	MACROASIA CORPORATION	運送インフラ	730,000	41.42	30,238,561	46.43	33,899,740	1.30
20	フィリピン	株式	D&L INDUSTRIES INC	化学	1,320,000	23.66	31,244,378	22.68	29,942,880	1.15
21	フィリピン	株式	ABOITIZ POWER CORP	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	360,000	78.16	28,139,963	81.32	29,275,200	1.12
22	フィリピン	株式	SHAKEYS PIZZA ASIA VENTURES	ホテル・レストラン・レジャー	989,200	26.70	26,418,762	26.40	26,122,398	1.00
23	フィリピン	株式	CENTURY PACIFIC FOOD INC	食品	800,000	34.16	27,328,856	32.48	25,988,160	1.00
24	フィリピン	株式	UNIVERSAL ROBINA CORP	食品	80,000	324.79	25,983,221	307.30	24,584,320	0.94
25	フィリピン	株式	CONCEPCION INDUSTRIAL CORPOR	建設関連製品	238,880	91.91	21,956,177	96.30	23,004,144	0.88
26	フィリピン	株式	DMCI HOLDINGS INC	コングロマリット	916,250	25.92	23,754,865	24.65	22,588,128	0.87
27	フィリピン	株式	FIRST GEN CORPORATION	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	400,000	47.01	18,805,522	46.65	18,660,800	0.71
28	フィリピン	株式	GLOBE TELECOM INC	無線通信サービス	4,000	4,428.46	17,713,853	3,809.20	15,236,800	0.58

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	31.39
		化学	1.15
		建設関連製品	0.88
		建設・土木	2.36
		コングロマリット	10.49
		運送インフラ	4.42
		ホテル・レストラン・レジャー	8.09
		専門小売り	1.93
		食品・生活必需品小売り	6.14



	食品	1.94
	銀行	16.77
	各種金融サービス	11.47
	無線通信サービス	0.58
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	1.84
合 計		99.52

## (参考) 野村マネー マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	社債券	デンソー 第9 回社債間限定同 順位特約付	600,000,000	100.03	600,194,068	100.03	600,194,068	0.203	2019/6/20	7.06
2	日本	社債券	三菱電機 第4 回社債間限定 同順位特約付	500,000,000	100.03	500,167,888	100.03	500,167,888	0.27	2019/6/5	5.88
3	日本	社債券	九州電力 第4 08回	400,000,000	100.27	401,088,040	100.27	401,088,040	1.672	2019/6/25	4.72
4	日本	社債券	中国電力 第3 90回	327,000,000	100.01	327,037,605	100.01	327,037,605	0.14	2019/5/24	3.84
5	日本	社債券	トヨタ自動車 第10回社債間 限定同等特約付	300,000,000	100.25	300,752,220	100.25	300,752,220	1.772	2019/6/20	3.53
6	日本	社債券	三菱地所 第1 08回担保提供 制限等財務上特 約無	300,000,000	100.05	300,174,807	100.05	300,174,807	0.631	2019/5/31	3.53
7	日本	社債券	三菱UFJリ ース 第29回社 債間限定同順位 特約付	300,000,000	100.03	300,114,608	100.03	300,114,608	0.304	2019/6/12	3.53
8	日本	特殊債券	東日本高速道 路 第49回	300,000,000	100.00	300,003,000	100.00	300,003,000	0.001	2019/6/20	3.53
9	日本	社債券	中部電力 第4 90回	200,000,000	100.33	200,672,046	100.33	200,672,046	1.444	2019/7/25	2.36
10	日本	社債券	トヨタファイ ナンス 第71回 社債間限定同順 位特約付	200,000,000	100.00	200,000,000	100.00	200,000,000	0.001	2019/6/14	2.35
11	日本	コマーシ ャルペーパー	三井住友F&L	200,000,000		199,998,487		199,998,487			2.35
12	日本	コマーシ ャルペーパー	三井住友F&L	200,000,000		199,996,317		199,996,317			2.35
13	日本	地方債証券	愛知県 公募平 成21年度第3 回	100,000,000	100.27	100,272,450	100.27	100,272,450	1.66	2019/6/26	1.18
14	日本	地方債証券	北海道 公募平 成21年度第2 回	100,000,000	100.14	100,149,724	100.14	100,149,724	1.66	2019/5/29	1.17
15	日本	特殊債券	日本政策投資銀 行社債 財投機 関債第26回	100,000,000	100.08	100,086,596	100.08	100,086,596	0.573	2019/6/20	1.17
16	日本	社債券	三井住友信託銀 行 第8回社債 間限定同順位特 約付	100,000,000	100.05	100,056,850	100.05	100,056,850	0.234	2019/7/22	1.17
17	日本	特殊債券	東日本高速道 路 第26回	100,000,000	100.04	100,048,250	100.04	100,048,250	0.305	2019/6/20	1.17
18	日本	特殊債券	しんきん中金債 券 利付第29 5回	100,000,000	100.04	100,042,370	100.04	100,042,370	0.25	2019/6/27	1.17

19	日本	特殊債券	しんきん中金債券 利付第294回	100,000,000	100.02	100,020,200	100.02	100,020,200	0.25	2019/5/27	1.17
20	日本	特殊債券	日本政策金融公庫社債 第60回財投機関債	100,000,000	100.00	100,001,000	100.00	100,001,000	0.001	2019/5/13	1.17
21	日本	特殊債券	日本学生支援債券 財投機関債 第47回	100,000,000	100.00	100,001,000	100.00	100,001,000	0.001	2019/6/20	1.17
22	日本	特殊債券	東日本高速道路 第41回	100,000,000	100.00	100,001,000	100.00	100,001,000	0.005	2019/6/20	1.17
23	日本	コマーシャルペーパー	三井住友F&L	100,000,000		99,999,252		99,999,252			1.17
24	日本	特殊債券	日本政策金融公庫債券 政府保証第27回	60,000,000	100.13	60,079,487	100.13	60,079,487	0.372	2019/8/19	0.70
25	日本	特殊債券	東日本高速道路 第27回	60,000,000	100.03	60,022,820	100.03	60,022,820	0.248	2019/6/20	0.70
26	日本	社債券	四国電力 第288回	40,000,000	100.02	40,008,040	100.02	40,008,040	0.14	2019/6/25	0.47

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	2.35
特殊債券	13.18
社債券	38.48
コマーシャルペーパー	5.88
合計	59.91

## 投資不動産物件

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

該当事項はありません。

（参考）野村インド株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村韓国株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村台湾株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村アセアン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村豪州株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村タイ株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

該当事項はありません。

（参考）野村インド株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村韓国株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村台湾株マザーファンド

該当事項はありません。

## （参考）野村アセアン株マザーファンド

該当事項はありません。

## （参考）野村豪州株マザーファンド

該当事項はありません。

## （参考）野村インドネシア株マザーファンド

該当事項はありません。

## （参考）野村タイ株マザーファンド

該当事項はありません。

## （参考）野村フィリピン株マザーファンド

該当事項はありません。

## （参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

## （3）運用実績

## 純資産の推移

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

2019年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2010年 9月13日)	14,217	14,509	1.1194	1.1424
第2計算期間	(2011年 9月12日)	6,552	6,552	0.9109	0.9109
第3計算期間	(2012年 9月12日)	4,925	4,925	0.8241	0.8241
第4計算期間	(2013年 9月12日)	3,495	3,495	0.9435	0.9435
第5計算期間	(2014年 9月12日)	6,198	6,282	1.4796	1.4996

第6計算期間	(2015年 9月14日)	12,375	12,664	1.7084	1.7484
第7計算期間	(2016年 9月12日)	11,617	11,862	1.6609	1.6959
第8計算期間	(2017年 9月12日)	105,846	108,864	2.2797	2.3447
第9計算期間	(2018年 9月12日)	105,596	108,546	2.1480	2.2080
	2018年 4月末日	115,482		2.3074	
	5月末日	113,825		2.2404	
	6月末日	112,404		2.2088	
	7月末日	118,040		2.3490	
	8月末日	116,145		2.3462	
	9月末日	102,430		2.0571	
	10月末日	90,489		1.8621	
	11月末日	100,361		2.0857	
	12月末日	97,364		2.0522	
	2019年 1月末日	89,841		1.8890	
	2月末日	91,609		1.9460	
	3月末日	97,704		2.0995	
	4月末日	95,318		2.0915	

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

2019年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2010年 9月13日)	5,601	5,633	1.0496	1.0556
第2計算期間	(2011年 9月12日)	1,173	1,194	1.0726	1.0926
第3計算期間	(2012年 9月12日)	916	933	1.0971	1.1171
第4計算期間	(2013年 9月12日)	518	541	1.3440	1.4040
第5計算期間	(2014年 9月12日)	440	463	1.3776	1.4476
第6計算期間	(2015年 9月14日)	406	426	1.3398	1.4048
第7計算期間	(2016年 9月12日)	280	290	1.1042	1.1432
第8計算期間	(2017年 9月12日)	399	415	1.2551	1.3051
第9計算期間	(2018年 9月12日)	275	284	1.2215	1.2635
	2018年 4月末日	306		1.4080	
	5月末日	302		1.3659	
	6月末日	293		1.2823	
	7月末日	292		1.2842	
	8月末日	290		1.2877	
	9月末日	298		1.3037	
	10月末日	202		1.1007	
	11月末日	208		1.1484	
	12月末日	197		1.0864	
	2019年 1月末日	208		1.1517	

2月末日	215		1.1831	
3月末日	198		1.1224	
4月末日	189		1.1262	

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

2019年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2010年 9月13日)	1,361	1,361	1.0102	1.0102
第2計算期間	(2011年 9月12日)	236	237	1.0115	1.0145
第3計算期間	(2012年 9月12日)	177	177	0.9953	0.9953
第4計算期間	(2013年 9月12日)	155	157	1.4059	1.4289
第5計算期間	(2014年 9月12日)	190	194	1.6158	1.6458
第6計算期間	(2015年 9月14日)	142	144	1.6027	1.6327
第7計算期間	(2016年 9月12日)	119	121	1.5218	1.5468
第8計算期間	(2017年 9月12日)	101	103	1.9016	1.9466
第9計算期間	(2018年 9月12日)	97	99	1.8076	1.8476
	2018年 4月末日	102		1.8929	
	5月末日	108		2.0065	
	6月末日	101		1.9501	
	7月末日	104		2.0308	
	8月末日	104		1.9423	
	9月末日	99		1.8250	
	10月末日	79		1.4751	
	11月末日	89		1.6578	
	12月末日	82		1.6086	
	2019年 1月末日	80		1.6103	
	2月末日	83		1.6801	
	3月末日	83		1.6777	
	4月末日	86		1.7564	

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

2019年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2010年 9月13日)	3,059	3,131	1.1432	1.1702
第2計算期間	(2011年 9月12日)	1,444	1,472	1.1188	1.1408
第3計算期間	(2012年 9月12日)	1,441	1,473	1.1328	1.1578
第4計算期間	(2013年 9月12日)	3,776	3,835	1.4026	1.4246

第5計算期間	(2014年 9月12日)	2,737	2,788	1.6119	1.6419
第6計算期間	(2015年 9月14日)	1,867	1,895	1.3370	1.3570
第7計算期間	(2016年 9月12日)	1,398	1,414	1.3079	1.3229
第8計算期間	(2017年 9月12日)	1,341	1,364	1.4793	1.5043
第9計算期間	(2018年 9月12日)	1,366	1,385	1.4135	1.4335
	2018年 4月末日	1,583		1.6232	
	5月末日	1,505		1.5310	
	6月末日	1,392		1.4356	
	7月末日	1,458		1.4963	
	8月末日	1,446		1.4850	
	9月末日	1,448		1.4916	
	10月末日	1,308		1.3508	
	11月末日	1,218		1.4278	
	12月末日	1,072		1.3728	
	2019年 1月末日	1,112		1.4243	
	2月末日	1,151		1.4783	
	3月末日	1,175		1.4531	
	4月末日	1,526		1.5142	

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

2019年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2010年 9月13日)	2,914	2,914	0.9783	0.9783
第2計算期間	(2011年 9月12日)	702	702	0.9333	0.9333
第3計算期間	(2012年 9月12日)	578	578	0.9630	0.9630
第4計算期間	(2013年 9月12日)	325	330	1.3402	1.3582
第5計算期間	(2014年 9月12日)	199	203	1.5388	1.5688
第6計算期間	(2015年 9月14日)	285	288	1.2719	1.2869
第7計算期間	(2016年 9月12日)	182	184	1.2135	1.2285
第8計算期間	(2017年 9月12日)	265	270	1.5386	1.5686
第9計算期間	(2018年 9月12日)	244	248	1.4262	1.4462
	2018年 4月末日	259		1.4620	
	5月末日	263		1.4877	
	6月末日	273		1.5003	
	7月末日	265		1.5289	
	8月末日	258		1.5052	
	9月末日	260		1.5012	
	10月末日	238		1.3762	
	11月末日	236		1.3914	
	12月末日	212		1.2873	



2019年 1月末日	230		1.3948	
2月末日	243		1.4775	
3月末日	248		1.5075	
4月末日	248		1.5619	

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

2019年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2011年 9月12日)	3,144	3,171	1.0450	1.0540
第2計算期間	(2012年 9月12日)	6,865	6,865	0.9951	0.9951
第3計算期間	(2013年 9月12日)	3,156	3,181	1.1262	1.1352
第4計算期間	(2014年 9月12日)	3,079	3,124	1.3735	1.3935
第5計算期間	(2015年 9月14日)	2,306	2,317	1.0629	1.0679
第6計算期間	(2016年 9月12日)	3,673	3,718	1.2331	1.2481
第7計算期間	(2017年 9月12日)	5,770	5,854	1.3868	1.4068
第8計算期間	(2018年 9月12日)	4,765	4,804	1.1985	1.2085
	2018年 4月末日	4,990		1.2776	
	5月末日	5,064		1.2973	
	6月末日	4,925		1.1958	
	7月末日	5,127		1.2819	
	8月末日	5,042		1.2624	
	9月末日	4,943		1.2326	
	10月末日	4,529		1.1661	
	11月末日	4,754		1.3364	
	12月末日	4,600		1.3202	
	2019年 1月末日	4,756		1.3717	
	2月末日	4,855		1.4243	
	3月末日	4,783		1.4075	
	4月末日	4,762		1.4109	

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

2019年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2011年 9月12日)	367	367	0.9192	0.9192
第2計算期間	(2012年 9月12日)	592	597	1.0466	1.0556
第3計算期間	(2013年 9月12日)	2,913	2,956	1.4225	1.4435
第4計算期間	(2014年 9月12日)	1,731	1,764	1.5970	1.6270

第5計算期間	(2015年 9月14日)	1,215	1,232	1.3822	1.4022
第6計算期間	(2016年 9月12日)	917	928	1.2962	1.3112
第7計算期間	(2017年 9月12日)	866	881	1.6520	1.6820
第8計算期間	(2018年 9月12日)	1,123	1,146	1.6906	1.7256
	2018年 4月末日	1,739		1.9503	
	5月末日	1,436		1.8135	
	6月末日	1,267		1.6633	
	7月末日	1,220		1.7556	
	8月末日	1,205		1.7939	
	9月末日	1,221		1.8487	
	10月末日	1,046		1.6568	
	11月末日	977		1.6725	
	12月末日	912		1.5868	
	2019年 1月末日	993		1.7214	
	2月末日	1,004		1.7654	
	3月末日	873		1.7043	
	4月末日	885		1.7361	

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

2019年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2011年 9月12日)	366	366	0.9381	0.9381
第2計算期間	(2012年 9月12日)	405	414	1.1400	1.1660
第3計算期間	(2013年 9月12日)	3,795	3,873	1.6441	1.6781
第4計算期間	(2014年 9月12日)	2,955	3,033	2.0752	2.1302
第5計算期間	(2015年 9月14日)	2,244	2,311	2.1756	2.2406
第6計算期間	(2016年 9月12日)	1,641	1,683	1.9279	1.9779
第7計算期間	(2017年 9月12日)	3,356	3,439	2.0109	2.0609
第8計算期間	(2018年 9月12日)	2,672	2,733	1.7337	1.7737
	2018年 4月末日	2,975		1.8308	
	5月末日	2,810		1.7775	
	6月末日	2,760		1.6829	
	7月末日	2,986		1.8708	
	8月末日	2,889		1.8632	
	9月末日	2,719		1.7415	
	10月末日	2,388		1.6593	
	11月末日	2,336		1.7733	
	12月末日	2,102		1.7717	
	2019年 1月末日	2,167		1.8660	
	2月末日	2,194		1.9291	

3月末日	2,178		1.8866
4月末日	2,600		1.9439

## ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

2019年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間 (2010年 9月13日)	95	95	1.0003	1.0013
第2計算期間 (2011年 9月12日)	46	46	1.0002	1.0012
第3計算期間 (2012年 9月12日)	57	57	1.0002	1.0012
第4計算期間 (2013年 9月12日)	203	203	1.0009	1.0009
第5計算期間 (2014年 9月12日)	664	664	1.0006	1.0016
第6計算期間 (2015年 9月14日)	1,832	1,832	1.0011	1.0011
第7計算期間 (2016年 9月12日)	86	86	1.0012	1.0012
第8計算期間 (2017年 9月12日)	59	59	1.0009	1.0009
第9計算期間 (2018年 9月12日)	86	86	1.0006	1.0006
2018年 4月末日	97		1.0008	
5月末日	69		1.0007	
6月末日	65		1.0007	
7月末日	65		1.0007	
8月末日	61		1.0007	
9月末日	66		1.0006	
10月末日	71		1.0006	
11月末日	66		1.0006	
12月末日	77		1.0006	
2019年 1月末日	72		1.0006	
2月末日	66		1.0005	
3月末日	66		1.0005	
4月末日	69		1.0005	

## 分配の推移

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	0.0230円
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.0000円
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0000円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0000円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0200円

第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0400円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0350円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0650円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0600円

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	0.0060円
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.0200円
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0200円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0600円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0700円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0650円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0390円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0500円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0420円

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	0.0000円
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.0030円
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0000円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0230円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0300円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0250円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0450円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0400円

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年12月 7日～2010年 9月13日	0.0270円
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.0220円
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0250円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0220円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0200円

第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0250円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0200円

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年12月 7日～2010年 9月13日	0.0000円
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.0000円
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0000円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0180円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0150円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0300円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0200円

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	0.0090円
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0000円
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0090円
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0200円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0050円
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0200円
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0100円

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	0.0000円
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0090円
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0210円
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0200円
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0300円
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0350円

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	0.0000円
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0260円
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0340円
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0550円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0650円
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0500円
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0500円
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0400円

## ノムラ・アジア・シリーズ（マネーブル・ファンド）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	0.0010円
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.0010円
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0010円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0000円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0010円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0000円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0000円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0000円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0000円

## 収益率の推移

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	14.2%
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	18.6%
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	9.5%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	14.5%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	58.9%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	18.2%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.7%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	41.2%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	3.1%

第10期（中間期）	2018年 9月13日～2019年 3月12日	3.9%
-----------	-------------------------	------

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	5.6%
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	4.1%
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	4.1%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	28.0%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	7.7%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	2.0%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	14.7%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	18.2%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.7%
第10期（中間期）	2018年 9月13日～2019年 3月12日	7.3%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	1.0%
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.4%
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	1.6%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	43.6%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	1.0%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	3.5%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	27.9%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	2.8%
第10期（中間期）	2018年 9月13日～2019年 3月12日	7.2%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

	計算期間	収益率
--	------	-----

第1計算期間	2009年12月 7日～2010年 9月13日	17.0%
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.2%
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	3.5%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	25.8%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	15.8%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	1.1%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	15.0%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	3.1%
第10期（中間期）	2018年 9月13日～2019年 3月12日	2.7%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年12月 7日～2010年 9月13日	2.2%
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	4.6%
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	3.2%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	41.0%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	16.4%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	3.4%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	29.3%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	6.0%
第10期（中間期）	2018年 9月13日～2019年 3月12日	4.6%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	5.4%
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	4.8%
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	14.1%
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	23.7%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	22.2%
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	17.4%
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	14.1%
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	12.9%



第9期（中間期）	2018年 9月13日～2019年 3月12日	14.8%
----------	-------------------------	-------

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	8.1%
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	14.8%
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	37.9%
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	14.4%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	12.2%
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	5.1%
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	29.8%
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	4.5%
第9期（中間期）	2018年 9月13日～2019年 3月12日	1.9%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	6.2%
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	24.3%
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	47.2%
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	29.6%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	8.0%
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	9.1%
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	6.9%
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	11.8%
第9期（中間期）	2018年 9月13日～2019年 3月12日	8.7%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	0.1%
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.1%

第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.1%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.1%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0%
第10期（中間期）	2018年 9月13日～2019年 3月12日	0.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### （４）設定及び解約の実績

##### ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	41,913,657,989	29,212,484,421	12,701,173,568
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	2,871,286,316	8,379,491,664	7,192,968,220
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	1,534,413,806	2,750,683,297	5,976,698,729
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	1,098,756,616	3,371,095,543	3,704,359,802
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	2,252,014,020	1,766,697,543	4,189,676,279
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	5,811,057,108	2,757,084,246	7,243,649,141
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	2,121,142,597	2,369,984,603	6,994,807,135
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	41,814,521,361	2,380,122,892	46,429,205,604
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	13,067,380,869	10,335,431,574	49,161,154,899
第10期（中間期）	2018年 9月13日～2019年 3月12日	3,086,579,455	5,350,884,359	46,896,849,995

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

##### ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	21,832,759,141	16,495,405,252	5,337,353,889
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	767,635,482	5,011,258,317	1,093,731,054
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	598,235,506	856,180,893	835,785,667
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	27,007,319	476,855,369	385,937,617
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	36,344,638	102,179,959	320,102,296
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	108,450,737	124,877,889	303,675,144
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	15,015,555	64,933,703	253,756,996
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	104,926,671	40,374,225	318,309,442
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	27,184,802	120,203,575	225,290,669
第10期（中間期）	2018年 9月13日～2019年 3月12日	5,557,478	48,892,818	181,955,329

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	5,224,860,016	3,876,679,988	1,348,180,028
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	64,789,991	1,178,842,398	234,127,621
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	105,199,357	161,468,069	177,858,909
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	30,805,072	98,128,467	110,535,514
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	64,620,223	57,220,398	117,935,339
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	561,540,173	590,813,370	88,662,142
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	33,531,909	43,730,702	78,463,349
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	9,895,631	35,087,850	53,271,130
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	11,338,008	10,697,726	53,911,412
第10期（中間期）	2018年 9月13日～2019年 3月12日	952,934	5,142,566	49,721,780

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年12月 7日～2010年 9月13日	7,613,406,561	4,937,035,741	2,676,370,820
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	1,936,029,184	3,321,252,523	1,291,147,481
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	596,090,217	614,573,739	1,272,663,959
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	3,547,598,370	2,127,898,558	2,692,363,771
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	316,019,976	1,309,729,772	1,698,653,975
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	370,257,682	672,324,884	1,396,586,773
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	103,138,191	430,095,447	1,069,629,517
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	205,795,333	368,514,201	906,910,649
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	608,974,650	549,345,370	966,539,929
第10期（中間期）	2018年 9月13日～2019年 3月12日	26,597,856	213,615,172	779,522,613

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年12月 7日～2010年 9月13日	6,082,956,031	3,103,836,109	2,979,119,922
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	362,195,472	2,588,796,098	752,519,296
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	194,883,806	346,343,726	601,059,376
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	73,881,929	431,821,545	243,119,760
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	166,750,209	280,285,846	129,584,123

第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	134,698,880	40,075,651	224,207,352
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	10,952,856	84,810,113	150,350,095
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	43,473,808	21,315,805	172,508,098
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	42,848,429	43,850,585	171,505,942
第10期(中間期)	2018年 9月13日～2019年 3月12日	6,897,797	13,407,275	164,996,464

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	5,088,482,814	2,079,584,688	3,008,898,126
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	8,730,581,912	4,840,282,115	6,899,197,923
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	2,512,441,242	6,608,697,638	2,802,941,527
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,117,450,429	1,678,049,247	2,242,342,709
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	1,273,773,890	1,346,083,061	2,170,033,538
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	1,414,971,456	605,530,653	2,979,474,341
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	3,300,542,142	2,118,730,174	4,161,286,309
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	2,087,655,755	2,273,261,784	3,975,680,280
第9期(中間期)	2018年 9月13日～2019年 3月12日	265,135,904	844,091,695	3,396,724,489

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	883,709,568	484,031,925	399,677,643
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	541,007,079	374,808,564	565,876,158
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	3,637,021,780	2,154,538,115	2,048,359,823
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	508,045,029	1,472,126,686	1,084,278,166
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	515,774,907	720,831,243	879,221,830
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	63,340,338	234,670,176	707,891,992
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	37,550,570	221,119,082	524,323,480
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	537,024,318	396,690,926	664,656,872
第9期(中間期)	2018年 9月13日～2019年 3月12日	23,106,455	171,440,080	516,323,247

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	444,400,710	53,268,937	391,131,773
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	308,957,677	344,574,527	355,514,923

第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	4,118,230,011	2,165,296,927	2,308,448,007
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,242,050,772	2,126,329,233	1,424,169,546
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	452,872,580	845,506,186	1,031,535,940
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	278,216,644	458,468,161	851,284,423
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	1,188,817,023	371,018,422	1,669,083,024
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	768,776,013	896,503,148	1,541,355,889
第9期(中間期)	2018年 9月13日～2019年 3月12日	74,538,444	470,683,019	1,145,211,314

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	2,861,994,046	2,766,715,362	95,278,684
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	339,758,658	388,776,454	46,260,888
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	230,169,292	219,366,913	57,063,267
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	956,621,533	810,608,784	203,076,016
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,129,813,378	669,295,362	663,594,032
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	2,193,521,798	1,026,171,942	1,830,943,888
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	664,628,465	2,409,076,490	86,495,863
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	190,094,251	216,953,378	59,636,736
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	745,246,922	718,572,692	86,310,966
第10期(中間期)	2018年 9月13日～2019年 3月12日	30,285,925	51,389,547	65,207,344

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### 参考情報

< 更新後 >

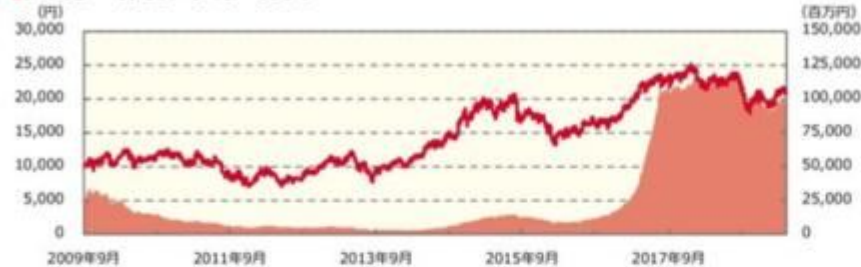


## 運用実績 (2019年4月26日現在)

### ■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)

— 基準価額（分配後、1万口あたり）（左軸） — 純資産総額（右軸）

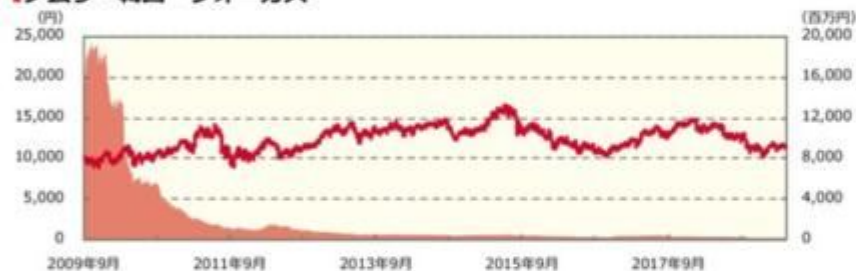
#### ■ ノムラ・印度・フォーカス



#### ■ ノムラ・印度・フォーカス

2018年9月	600 円
2017年9月	650 円
2016年9月	350 円
2015年9月	400 円
2014年9月	200 円
設定来累計	2,430 円

#### ■ ノムラ・韓国・フォーカス



#### ■ ノムラ・韓国・フォーカス

2018年9月	420 円
2017年9月	500 円
2016年9月	390 円
2015年9月	650 円
2014年9月	700 円
設定来累計	3,720 円

#### ■ ノムラ・台湾・フォーカス



#### ■ ノムラ・台湾・フォーカス

2018年9月	400 円
2017年9月	450 円
2016年9月	250 円
2015年9月	300 円
2014年9月	300 円
設定来累計	1,960 円

#### ■ ノムラ・アセアン・フォーカス



#### ■ ノムラ・アセアン・フォーカス

2018年9月	200 円
2017年9月	250 円
2016年9月	150 円
2015年9月	200 円
2014年9月	300 円
設定来累計	2,060 円

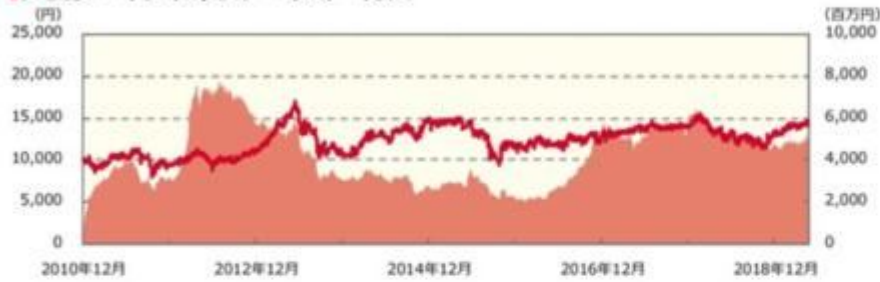
## ノムラ・豪州・フォーカス



## ノムラ・豪州・フォーカス

2018年9月	200 円
2017年9月	300 円
2016年9月	150 円
2015年9月	150 円
2014年9月	300 円
設定来累計	1,280 円

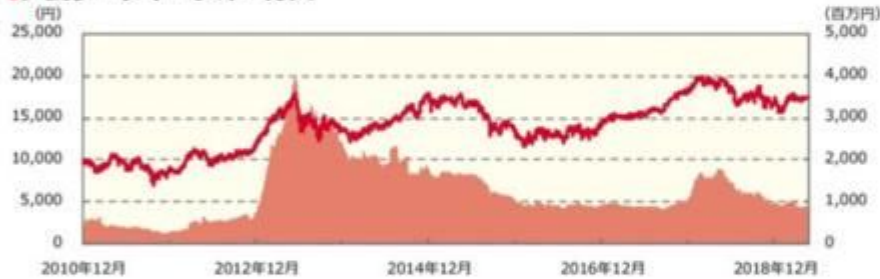
## ノムラ・インドネシア・フォーカス



## ノムラ・インドネシア・フォーカス

2018年9月	100 円
2017年9月	200 円
2016年9月	150 円
2015年9月	50 円
2014年9月	200 円
設定来累計	880 円

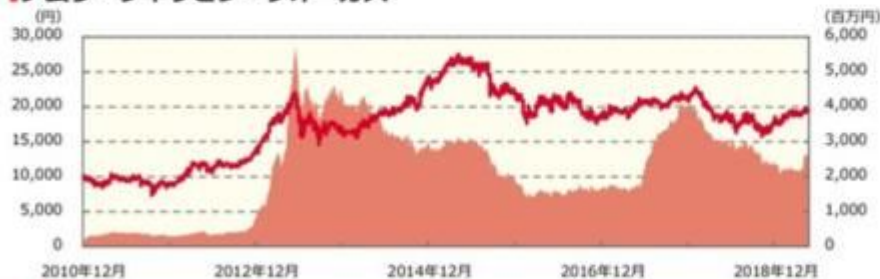
## ノムラ・タイ・フォーカス



## ノムラ・タイ・フォーカス

2018年9月	350 円
2017年9月	300 円
2016年9月	150 円
2015年9月	200 円
2014年9月	300 円
設定来累計	1,600 円

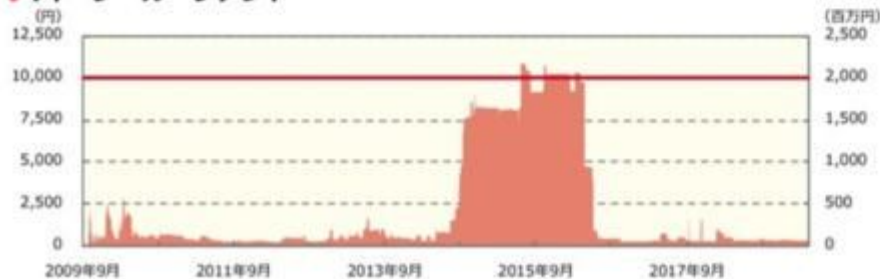
## ノムラ・フィリピン・フォーカス



## ノムラ・フィリピン・フォーカス

2018年9月	400 円
2017年9月	500 円
2016年9月	500 円
2015年9月	650 円
2014年9月	550 円
設定来累計	3,200 円

## マネーボール・ファンド



## マネーボール・ファンド

2018年9月	0 円
2017年9月	0 円
2016年9月	0 円
2015年9月	0 円
2014年9月	10 円
設定来累計	40 円

## ■ 主要な資産の状況

### ■ ノムラ・印度・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	HDFC BANK LIMITED	銀行	14.6
2	ICICI BANK LTD	銀行	6.9
3	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵当・不動産金融	5.1
4	LARSEN&TOUBRO LIMITED	建設・土木	5.1
5	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	自動車	5.1
6	MPHASIS LTD	情報技術サービス	5.1
7	BANDHAN BANK LTD	銀行	3.8
8	DABUR INDIA LTD	パーソナル用品	3.5
9	ENDURANCE TECHNOLOGIES LTD	自動車部品	3.3
10	ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	保険	3.2

### ■ ノムラ・韓国・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	19.1
2	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	4.3
3	HYUNDAI MOBIS	自動車部品	3.5
4	LG CHEMICALS LTD	化学	3.1
5	SK TELECOM CO LTD	無線通信サービス	2.5
6	KB FINANCIAL GROUP INC	銀行	2.4
7	NCSOFT CORPORATION	娯楽	2.4
8	HYUNDAI MOTOR CO LTD	自動車	2.0
9	POSCO	金属・鋳業	2.0
10	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	パーソナル用品	2.0

### ■ ノムラ・台湾・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	16.7
2	ST SHINE OPTICAL CO LTD	ヘルスケア機器・用品	7.2
3	KING SLIDE WORKS CO LTD	機械	5.4
4	POYA CO LTD	複合小売り	5.2
5	E INK HOLDINGS INC	電子装置・機器・部品	5.2
6	FORMOSA PLASTIC	化学	4.9
7	TAIWAN SEMICONDUCTOR CO LTD	半導体・半導体製造装置	4.8
8	CHINA STEEL CHEMICAL CORP	化学	4.6
9	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	保険	4.5
10	BROGENT TECHNOLOGIES INC	ソフトウェア	3.8



## ■ノムラ・アセアン・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	DBS GROUP HLDGS	銀行	7.4
2	SINGAPORE TECH ENGINEERING	航空宇宙・防衛	5.6
3	KEPPEL CORP.	コングロマリット	4.6
4	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	4.5
5	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品小売り	4.4
6	UNITED OVERSEAS BANK	銀行	4.2
7	BANGKOK BANK(F)	銀行	4.1
8	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	4.0
9	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	建設資材	3.9
10	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	銀行	3.3

実質的な国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	シンガポール	28.6
2	インドネシア	20.3
3	タイ	17.5
4	マレーシア	13.9
5	フィリピン	11.5

## ■ノムラ・豪州・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	WESTPAC BANKING CORP	銀行	8.2
2	RIO TINTO LTD	金属・鉱業	8.2
3	BHP GROUP LIMITED	金属・鉱業	8.1
4	NATIONAL AUSTRALIA BANK	銀行	8.1
5	STOCKLAND TRUST GROUP	—	7.3
6	FORTESCUE METALS GROUP LTD	金属・鉱業	7.3
7	WOOLWORTHS GROUP LTD	食品・生活必需品小売り	6.2
8	QBE INSURANCE	保険	5.7
9	CSL LIMITED	バイオテクノロジー	5.3
10	WOODSIDE PETROLEUM	石油・ガス・消耗燃料	3.9

### ■ノムラ・インドネシア・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	BANK CENTRAL ASIA	銀行	10.5
2	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	9.6
3	BANK MANDIRI	銀行	6.3
4	HM SAMPOERNA TBK PT	タバコ	6.1
5	TELEKOMUNIKASI	各種電気通信サービス	5.4
6	UNILEVER INDONESIA TBK PT	家庭用品	5.0
7	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	4.4
8	BANK DANAMON PT	銀行	3.7
9	GUDANG GARAM TBK	タバコ	3.7
10	BANK NEGARA INDONESIA PT	銀行	3.6

### ■ノムラ・タイ・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	16.2
2	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品小売り	10.3
3	BANGKOK BANK(F)	銀行	7.9
4	KASIKORN BANK PCL(F)	銀行	7.6
5	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	7.5
6	SIAM CEMENT PUBLIC (F)	建設資材	4.8
7	PLAN B MEDIA PCL-F	メディア	3.9
8	SIAM WELLNESS GROUP PCL-F	各種消費者サービス	3.3
9	PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	石油・ガス・消耗燃料	3.2
10	IRPC PUBLIC COMPANY LIMITED (F)	石油・ガス・消耗燃料	3.0

### ■ノムラ・フィリピン・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	AYALA LAND LTD	不動産管理・開発	15.5
2	SM PRIME HLDGS	不動産管理・開発	14.0
3	BDO UNIBANK INC	銀行	7.4
4	AYALA CORPORATION	各種金融サービス	7.3
5	METROPOLITAN BANK & TRUST	銀行	7.1
6	SM INVESTMENTS CORP	コングロマリット	7.1
7	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	ホテル・レストラン・レジャー	5.0
8	ROBINSONS RETAIL HOLDINGS INC	食品・生活必需品小売り	4.6
9	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	運送インフラ	3.1
10	JG SUMMIT HOLDINGS INC	コングロマリット	2.5

## ■マネーボール・ファンド

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	デンソー 第9回社債間限定同順位特約付	社債券	7.0
2	三菱電機 第44回社債間限定同順位特約付	社債券	5.9
3	九州電力 第408回	社債券	4.7
4	中国電力 第390回	社債券	3.8
5	トヨタ自動車 第10回社債間限定同等特約付	社債券	3.5
6	三菱地所 第108回担保提供制限等財務上特約無	社債券	3.5
7	三菱UFJリース 第29回社債間限定同順位特約付	社債券	3.5
8	東日本高速道路 第49回	特殊債券	3.5
9	中部電力 第490回	社債券	2.4
10	トヨタファイナンス 第71回社債間限定同順位特約付	社債券	2.3

## ■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

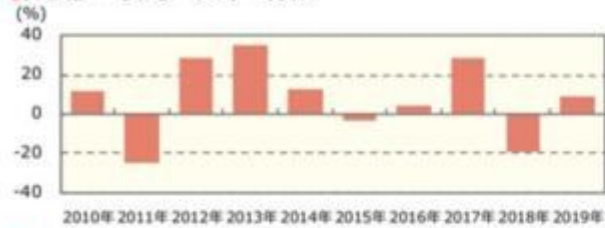
### ■ ノムラ・印度・フォーカス



### ■ ノムラ・韓国・フォーカス



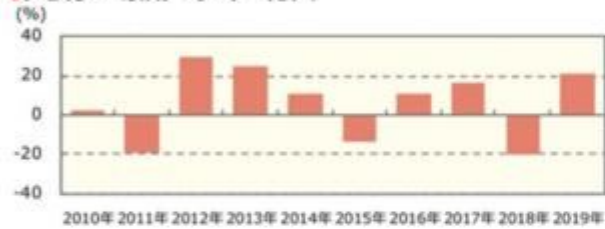
### ■ ノムラ・台湾・フォーカス



### ■ ノムラ・アセアン・フォーカス



### ■ ノムラ・豪州・フォーカス



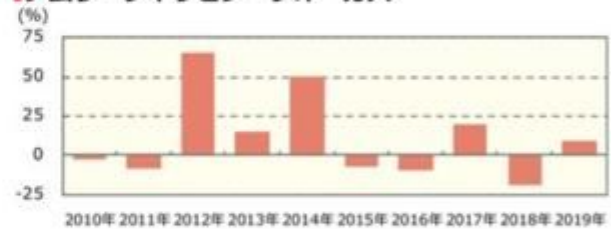
### ■ ノムラ・インドネシア・フォーカス



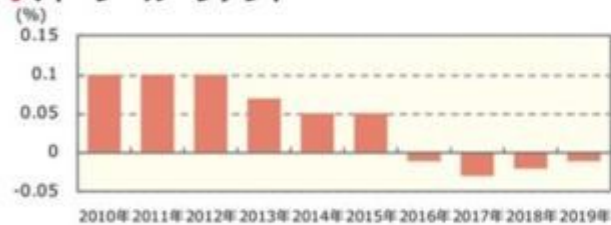
### ■ ノムラ・タイ・フォーカス



### ■ ノムラ・フィリピン・フォーカス



### ■ マネーボール・ファンド



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2019年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。
- ・「マネーボール・ファンド」にベンチマークはありません。

<ノムラ・インドネシア・フォーカス、ノムラ・タイ・フォーカス、ノムラ・フィリピン・フォーカス>  
・2010年は設定日から年末までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1 申込（販売）手続等

## &lt; 訂正前 &gt;

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれません。

取得申込みの受付については、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ただし、各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

ファンドの申込（販売）手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位（購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。）とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。（なお、「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外による取得申込みはできません。）

## 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、スイッチングに際し、当該投資者が保有する各ファンドの受益権の全てをご換金した場合の手取金の全額をもって「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成する他のファンドの取得申込みを行なう場合は、1口単位とします。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）詳しくは販売会社までお問い合わせください。

各ファンド（「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付を取り消す場合があります。

「ノムラ・豪州・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、

決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

#### < 申込手数料 >

( )取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

( )収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### < 訂正後 >

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれま

す。取得申込みの受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ただし、各ファンド(「マネープール・ファンド」を除く)は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得およびスイッチングの申込みができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位(購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。)とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースの

みの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。（なお、「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外による取得申込みはできません。）

#### 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、スイッチングに際し、当該投資者が保有する各ファンドの受益権の全てをご換金した場合の手取金の全額をもって「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成する他のファンドの取得申込みを行なう場合は、1口単位とします。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）詳しくは販売会社までお問い合わせください。

各ファンド（「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付けを取り消す場合があります。

「ノムラ・豪州・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付けを取り消す場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。





## 第3【ファンドの経理状況】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）  
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）  
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）  
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）  
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）  
 ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間計算期間(2018年9月13日から2019年3月12日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）  
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）  
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間(2018年9月13日から2019年3月12日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

## (1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第9期 (2018年 9月12日現在)	第10期中間計算期間末 (2019年 3月12日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	4,723,362,730	1,522,227,952
親投資信託受益証券	105,385,598,537	96,641,932,558
未収入金	32,605,372	-
流動資産合計	110,141,566,639	98,164,160,510
資産合計	110,141,566,639	98,164,160,510
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	2,949,669,293	-
未払解約金	502,432,384	430,986,165
未払受託者報酬	31,170,777	25,678,793
未払委託者報酬	1,059,806,411	873,078,811
未払利息	8,534	1,413
その他未払費用	1,870,186	1,540,668
流動負債合計	4,544,957,585	1,331,285,850

	第9期 (2018年 9月12日現在)	第10期中間計算期間末 (2019年 3月12日現在)
負債合計	4,544,957,585	1,331,285,850
純資産の部		
元本等		
元本	49,161,154,899	46,896,849,995
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	56,435,454,155	49,936,024,665
(分配準備積立金)	5,077,584,325	4,592,054,003
元本等合計	105,596,609,054	96,832,874,660
純資産合計	105,596,609,054	96,832,874,660
負債純資産合計	110,141,566,639	98,164,160,510

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第9期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	3,673,481,429	3,609,727,012
営業収益合計	3,673,481,429	3,609,727,012
営業費用		
支払利息	214,096	330,801
受託者報酬	29,207,593	25,678,793
委託者報酬	993,058,069	873,078,811
その他費用	1,752,393	1,540,668
営業費用合計	1,024,232,151	900,629,073
営業利益又は営業損失( )	4,697,713,580	4,510,356,085
経常利益又は経常損失( )	4,697,713,580	4,510,356,085
中間純利益又は中間純損失( )	4,697,713,580	4,510,356,085
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	279,710,276	894,072,142
期首剰余金又は期首欠損金( )	59,417,311,730	56,435,454,155
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,199,823,298	3,198,796,916
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,199,823,298	3,198,796,916
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,969,927,020	6,081,942,463
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,969,927,020	6,081,942,463
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	58,669,784,152	49,936,024,665

## (3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2018年 9月13日から2019年 3月12日までとなっております。

## （中間貸借対照表に関する注記）

第9期 2018年 9月12日現在	第10期中間計算期間末 2019年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 49,161,154,899口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 46,896,849,995口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.1480円 (10,000口当たり純資産額) (21,480円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.0648円 (10,000口当たり純資産額) (20,648円)

## （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第9期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村インド株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 207,015,328円	1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村インド株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 183,562,852円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

第9期 2018年 9月12日現在	第10期中間計算期間末 2019年 3月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
期首元本額	46,429,205,604円	期首元本額 49,161,154,899円
期中追加設定元本額	13,067,380,869円	期中追加設定元本額 3,086,579,455円
期中一部解約元本額	10,335,431,574円	期中一部解約元本額 5,350,884,359円

## 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

## （1）中間貸借対照表

（単位：円）

	第9期 (2018年 9月12日現在)	第10期中間計算期間末 (2019年 3月12日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	686,817	2,321,444
親投資信託受益証券	272,698,872	203,698,972
未収入金	14,000,000	1,900,000
流動資産合計	287,385,689	207,920,416
<b>資産合計</b>	<b>287,385,689</b>	<b>207,920,416</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	9,462,208	-
未払解約金	31,073	-
未払受託者報酬	81,381	59,325
未払委託者報酬	2,603,875	1,898,309
未払利息	1	2
その他未払費用	4,811	3,498
流動負債合計	12,183,349	1,961,134
<b>負債合計</b>	<b>12,183,349</b>	<b>1,961,134</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	225,290,669	181,955,329
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	49,911,671	24,003,953
（分配準備積立金）	1,208,813	1,222,165
元本等合計	275,202,340	205,959,282
<b>純資産合計</b>	<b>275,202,340</b>	<b>205,959,282</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>287,385,689</b>	<b>207,920,416</b>

## （2）中間損益及び剰余金計算書

	第9期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	35,719,517	16,560,900
<b>営業収益合計</b>	<b>35,719,517</b>	<b>16,560,900</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	550	536
受託者報酬	85,695	59,325
委託者報酬	2,742,316	1,898,309
その他費用	5,081	3,498
<b>営業費用合計</b>	<b>2,833,642</b>	<b>1,961,668</b>
営業利益又は営業損失( )	32,885,875	18,522,568
経常利益又は経常損失( )	32,885,875	18,522,568
中間純利益又は中間純損失( )	32,885,875	18,522,568
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	4,330,104	2,008,668
期首剰余金又は期首欠損金( )	81,209,197	49,911,671
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,975,276	1,167,664
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,975,276	1,167,664
剰余金減少額又は欠損金増加額	28,564,192	10,561,482
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	28,564,192	10,561,482
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	86,176,052	24,003,953

## ( 3 ) 中間注記表

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2018年 9月13日から2019年 3月12日までとなっております。

( 中間貸借対照表に関する注記 )

第9期 2018年 9月12日現在	第10期中間計算期間末 2019年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 225,290,669口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 181,955,329口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2215円 (10,000口当たり純資産額) (12,215円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1319円 (10,000口当たり純資産額) (11,319円)

## （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第9期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村韓国株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 711,206円</p>	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村韓国株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 491,814円</p>

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

第9期 2018年 9月12日現在	第10期中間計算期間末 2019年 3月12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
期首元本額 318,309,442円	期首元本額 225,290,669円
期中追加設定元本額 27,184,802円	期中追加設定元本額 5,557,478円
期中一部解約元本額 120,203,575円	期中一部解約元本額 48,892,818円

## 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

## （１）中間貸借対照表

	（単位：円）	
	第9期 （2018年 9月12日現在）	第10期中間計算期間末 （2019年 3月12日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	3,401,865	926,765
親投資信託受益証券	97,255,466	83,198,562
流動資産合計	100,657,331	84,125,327
資産合計	100,657,331	84,125,327
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	2,156,456	-
未払解約金	97,936	-
未払受託者報酬	28,811	22,998
未払委託者報酬	922,026	735,827
未払利息	6	-
その他未払費用	1,670	1,326
流動負債合計	3,206,905	760,151
負債合計	3,206,905	760,151
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	53,911,412	49,721,780
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	43,539,014	33,643,396
（分配準備積立金）	10,110,631	9,200,511
元本等合計	97,450,426	83,365,176
純資産合計	97,450,426	83,365,176
負債純資産合計	100,657,331	84,125,327

## （２）中間損益及び剰余金計算書

	（単位：円）	
	第9期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	4,032,495	6,759,572
営業収益合計	4,032,495	6,759,572
<b>営業費用</b>		
支払利息	92	128
受託者報酬	28,909	22,998
委託者報酬	924,851	735,827
その他費用	1,681	1,326
営業費用合計	955,533	760,279
営業利益又は営業損失（ ）	3,076,962	7,519,851
経常利益又は経常損失（ ）	3,076,962	7,519,851
中間純利益又は中間純損失（ ）	3,076,962	7,519,851
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	203,949	980,060
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	48,029,617	43,539,014
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,246,235	758,648
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,246,235	758,648
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,947,613	4,114,475

	第9期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,947,613	4,114,475
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	54,201,252	33,643,396

## (3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2018年 9月13日から2019年 3月12日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第9期 2018年 9月12日現在	第10期中間計算期間末 2019年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 53,911,412口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 49,721,780口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8076円 (10,000口当たり純資産額) (18,076円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6766円 (10,000口当たり純資産額) (16,766円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用



<p>当ファンドの主要投資対象である野村台湾株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 181,709円</p>	<p>当ファンドの主要投資対象である野村台湾株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 144,374円</p>
---	---

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第9期 2018年 9月12日現在	第10期中間計算期間末 2019年 3月12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
期首元本額 53,271,130円	期首元本額 53,911,412円
期中追加設定元本額 11,338,008円	期中追加設定元本額 952,934円
期中一部解約元本額 10,697,726円	期中一部解約元本額 5,142,566円

## 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

## （１）中間貸借対照表

（単位：円）

	第9期 (2018年 9月12日現在)	第10期中間計算期間末 (2019年 3月12日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	35,637,757	13,590,682
親投資信託受益証券	1,363,469,344	1,128,821,701
未収入金	13,674,293	-
流動資産合計	1,412,781,394	1,142,412,383
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	19,330,798	-
未払解約金	13,693,274	482,001
未払受託者報酬	410,033	328,172
未払委託者報酬	13,121,151	10,501,535
未払利息	64	12
その他未払費用	24,536	19,633
流動負債合計	46,579,856	11,331,353
<b>負債合計</b>		
	46,579,856	11,331,353
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	966,539,929	779,522,613
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	399,661,609	351,558,417
（分配準備積立金）	32,615,292	26,167,635
元本等合計	1,366,201,538	1,131,081,030
<b>純資産合計</b>		
	1,366,201,538	1,131,081,030
<b>負債純資産合計</b>		
	1,412,781,394	1,142,412,383

## （２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第9期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	144,312,596	39,377,283
営業収益合計	144,312,596	39,377,283
<b>営業費用</b>		
支払利息	3,004	2,972
受託者報酬	412,420	328,172
委託者報酬	13,197,231	10,501,535
その他費用	24,687	19,633
営業費用合計	13,637,342	10,852,312
営業利益又は営業損失（ ）	130,675,254	28,524,971
経常利益又は経常損失（ ）	130,675,254	28,524,971
中間純利益又は中間純損失（ ）	130,675,254	28,524,971
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	36,263,565	79,130
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	434,683,259	399,661,609
剰余金増加額又は欠損金減少額	308,365,040	11,169,822
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	308,365,040	11,169,822
剰余金減少額又は欠損金増加額	226,105,934	87,718,855

	第9期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	226,105,934	87,718,855
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	611,354,054	351,558,417

## (3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2018年 9月13日から2019年 3月12日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第9期 2018年 9月12日現在	第10期中間計算期間末 2019年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 966,539,929口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 779,522,613口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4135円 (10,000口当たり純資産額) (14,135円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4510円 (10,000口当たり純資産額) (14,510円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用

<p>当ファンドの主要投資対象である野村アセアン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 2,594,143円</p>	<p>当ファンドの主要投資対象である野村アセアン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 2,060,000円</p>
---	---

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第9期 2018年 9月12日現在	第10期中間計算期間末 2019年 3月12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
期首元本額 906,910,649円	期首元本額 966,539,929円
期中追加設定元本額 608,974,650円	期中追加設定元本額 26,597,856円
期中一部解約元本額 549,345,370円	期中一部解約元本額 213,615,172円

## 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

## （１）中間貸借対照表

（単位：円）		
	第9期 (2018年 9月12日現在)	第10期中間計算期間末 (2019年 3月12日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	6,160,698	2,453,702
親投資信託受益証券	244,110,475	245,691,596
流動資産合計	250,271,173	248,145,298
資産合計	250,271,173	248,145,298
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	3,430,118	-
未払受託者報酬	72,170	63,188
未払委託者報酬	2,165,086	1,895,458
未払利息	11	2
その他未払費用	4,265	3,731
流動負債合計	5,671,650	1,962,379
負債合計	5,671,650	1,962,379
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	171,505,942	164,996,464
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	73,093,581	81,186,455
（分配準備積立金）	23,165,935	21,444,650
元本等合計	244,599,523	246,182,919
純資産合計	244,599,523	246,182,919
負債純資産合計	250,271,173	248,145,298

## （２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）		
	第9期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	3,867,197	12,366,511
営業収益合計	3,867,197	12,366,511
<b>営業費用</b>		
支払利息	373	454
受託者報酬	76,060	63,188
委託者報酬	2,281,652	1,895,458
その他費用	4,501	3,731
営業費用合計	2,362,586	1,962,831
営業利益又は営業損失（ ）	6,229,783	10,403,680
経常利益又は経常損失（ ）	6,229,783	10,403,680
中間純利益又は中間純損失（ ）	6,229,783	10,403,680
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	284,253	608,288
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	92,909,804	73,093,581
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,673,077	2,741,207
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,673,077	2,741,207
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,960,420	5,660,301
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,960,420	5,660,301

第9期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
---	--

分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	94,108,425	81,186,455

## (3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2018年 9月13日から2019年 3月12日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第9期 2018年 9月12日現在	第10期中間計算期間末 2019年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 171,505,942口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 164,996,464口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4262円 (10,000口当たり純資産額) (14,262円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4920円 (10,000口当たり純資産額) (14,920円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村豪州株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p style="text-align: right;">支払金額 449,919円</p>	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村豪州株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p style="text-align: right;">支払金額 373,694円</p>

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

第9期 2018年 9月12日現在	第10期中間計算期間末 2019年 3月12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
期首元本額 172,508,098円	期首元本額 171,505,942円
期中追加設定元本額 42,848,429円	期中追加設定元本額 6,897,797円
期中一部解約元本額 43,850,585円	期中一部解約元本額 13,407,275円

## 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

## （1）中間貸借対照表

（単位：円）

	第8期 (2018年 9月12日現在)	第9期中間計算期間末 (2019年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	123,735,455	68,975,482
親投資信託受益証券	4,755,481,050	4,664,972,381
流動資産合計	4,879,216,505	4,733,947,863
資産合計	4,879,216,505	4,733,947,863

	第8期 (2018年 9月12日現在)	第9期中間計算期間末 (2019年 3月12日現在)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	39,756,802	-
未払解約金	27,956,818	17,815,741
未払受託者報酬	1,406,597	1,264,533
未払委託者報酬	45,011,151	40,465,037
未払利息	223	64
その他未払費用	84,331	75,807
流動負債合計	114,215,922	59,621,182
負債合計	114,215,922	59,621,182
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	3,975,680,280	3,396,724,489
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	789,320,303	1,277,602,192
（分配準備積立金）	153,584,319	124,361,379
元本等合計	4,765,000,583	4,674,326,681
純資産合計	4,765,000,583	4,674,326,681
負債純資産合計	4,879,216,505	4,733,947,863

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第8期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第9期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	24,716,925	675,225,793
営業収益合計	24,716,925	675,225,793
<b>営業費用</b>		
支払利息	20,355	15,786
受託者報酬	1,570,519	1,264,533
委託者報酬	50,256,589	40,465,037
その他費用	94,171	75,807
営業費用合計	51,941,634	41,821,163
営業利益又は営業損失（ ）	27,224,709	633,404,630
経常利益又は経常損失（ ）	27,224,709	633,404,630
中間純利益又は中間純損失（ ）	27,224,709	633,404,630
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	77,358,992	56,216,098
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,609,699,284	789,320,303
剰余金増加額又は欠損金減少額	711,125,739	77,589,527
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	711,125,739	77,589,527
剰余金減少額又は欠損金増加額	680,979,041	166,496,170
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	680,979,041	166,496,170
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,535,262,281	1,277,602,192

## (3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
-------------------	-----------------------------



2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの中間計算期間は、2018年 9月13日から2019年 3月12日までとなっております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

第8期 2018年 9月12日現在	第9期中間計算期間末 2019年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 3,975,680,280口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 3,396,724,489口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1985円 (10,000口当たり純資産額) (11,985円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3761円 (10,000口当たり純資産額) (13,761円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第9期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村インドネシア株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 9,867,220円</p>	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村インドネシア株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 7,945,313円</p>

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第8期 2018年 9月12日現在	第9期中間計算期間末 2019年 3月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

<p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
--	--

(その他の注記)

## 1 元本の移動

	第8期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日	第9期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
期首元本額	4,161,286,309円	期首元本額 3,975,680,280円
期中追加設定元本額	2,087,655,755円	期中追加設定元本額 265,135,904円
期中一部解約元本額	2,273,261,784円	期中一部解約元本額 844,091,695円

## 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス)

## (1) 中間貸借対照表

(単位:円)

	第8期 (2018年 9月12日現在)	第9期中間計算期間末 (2019年 3月12日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	38,111,799	10,538,458
親投資信託受益証券	1,121,445,487	887,444,891
未収入金	12,536,682	89,687,027
流動資産合計	1,172,093,968	987,670,376
資産合計	1,172,093,968	987,670,376
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	23,262,990	-
未払解約金	12,135,442	89,362,384
未払受託者報酬	393,111	275,011
未払委託者報酬	12,579,470	8,800,116
未払利息	68	9
その他未払費用	23,523	16,442
流動負債合計	48,394,604	98,453,962
負債合計	48,394,604	98,453,962
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	664,656,872	516,323,247
剰余金		

	第8期 (2018年 9月12日現在)	第9期中間計算期間末 (2019年 3月12日現在)
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	459,042,492	372,893,167
（分配準備積立金）	24,805,218	19,206,553
元本等合計	1,123,699,364	889,216,414
純資産合計	1,123,699,364	889,216,414
負債純資産合計	1,172,093,968	987,670,376

## ( 2 ) 中間損益及び剰余金計算書

( 単位 : 円 )

	第8期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第9期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	163,637,168	30,149,568
営業収益合計	163,637,168	30,149,568
営業費用		
支払利息	2,209	3,425
受託者報酬	335,382	275,011
委託者報酬	10,732,149	8,800,116
その他費用	20,063	16,442
営業費用合計	11,089,803	9,094,994
営業利益又は営業損失（ ）	152,547,365	21,054,574
経常利益又は経常損失（ ）	152,547,365	21,054,574
中間純利益又は中間純損失（ ）	152,547,365	21,054,574
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	16,309,549	5,444,309
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	341,883,019	459,042,492
剰余金増加額又は欠損金減少額	339,119,171	16,071,205
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	339,119,171	16,071,205
剰余金減少額又は欠損金増加額	71,966,873	117,830,795
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	71,966,873	117,830,795
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	745,273,133	372,893,167

## ( 3 ) 中間注記表

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2018年 9月13日から2019年 3月12日までとなっております。

( 中間貸借対照表に関する注記 )

第8期 2018年 9月12日現在	第9期中間計算期間末 2019年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 664,656,872口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 516,323,247口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6906円 (10,000口当たり純資産額) (16,906円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7222円 (10,000口当たり純資産額) (17,222円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第9期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村タイ株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 2,113,995円</p>	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村タイ株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 1,725,891円</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第8期 2018年 9月12日現在	第9期中間計算期間末 2019年 3月12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

	第8期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日	第9期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
期首元本額	524,323,480円	期首元本額 664,656,872円
期中追加設定元本額	537,024,318円	期中追加設定元本額 23,106,455円
期中一部解約元本額	396,690,926円	期中一部解約元本額 171,440,080円

## 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

### （1）中間貸借対照表

（単位：円）

	第8期 (2018年 9月12日現在)	第9期中間計算期間末 (2019年 3月12日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	94,793,644	43,182,175
親投資信託受益証券	2,666,875,886	2,154,303,986
未収入金	11,476,587	-
流動資産合計	2,773,146,117	2,197,486,161
資産合計	2,773,146,117	2,197,486,161
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	61,654,235	-
未払解約金	12,769,021	18,068,737
未払受託者報酬	800,907	627,202
未払委託者報酬	25,628,853	20,070,283
未払利息	171	40
その他未払費用	47,988	37,568
流動負債合計	100,901,175	38,803,830
負債合計	100,901,175	38,803,830
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,541,355,889	1,145,211,314
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,130,889,053	1,013,471,017
（分配準備積立金）	798,844	1,010,472
元本等合計	2,672,244,942	2,158,682,331
純資産合計	2,672,244,942	2,158,682,331
負債純資産合計	2,773,146,117	2,197,486,161

### （2）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第9期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	34,051,037	188,692,614

	第8期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第9期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
営業収益合計	34,051,037	188,692,614
営業費用		
支払利息	9,401	6,877
受託者報酬	995,274	627,202
委託者報酬	31,848,625	20,070,283
その他費用	59,658	37,568
営業費用合計	32,912,958	20,741,930
営業利益又は営業損失( )	66,963,995	167,950,684
経常利益又は経常損失( )	66,963,995	167,950,684
中間純利益又は中間純損失( )	66,963,995	167,950,684
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	60,462,910	1,082,886
期首剰余金又は期首欠損金( )	1,687,330,882	1,130,889,053
剰余金増加額又は欠損金減少額	610,334,260	60,684,759
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	610,334,260	60,684,759
剰余金減少額又は欠損金増加額	592,682,710	344,970,593
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	592,682,710	344,970,593
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	1,577,555,527	1,013,471,017

## ( 3 ) 中間注記表

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2018年 9月13日から2019年 3月12日までとなっております。

( 中間貸借対照表に関する注記 )

第8期 2018年 9月12日現在	第9期中間計算期間末 2019年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,541,355,889口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,145,211,314口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7337円 (10,000口当たり純資産額) (17,337円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8850円 (10,000口当たり純資産額) (18,850円)

( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第8期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第9期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村フィリピン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 6,253,385円</p>	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村フィリピン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 3,936,365円</p>

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第8期 2018年 9月12日現在	第9期中間計算期間末 2019年 3月12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第8期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日	第9期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
期首元本額 1,669,083,024円	期首元本額 1,541,355,889円
期中追加設定元本額 768,776,013円	期中追加設定元本額 74,538,444円
期中一部解約元本額 896,503,148円	期中一部解約元本額 470,683,019円

## 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

## （１）中間貸借対照表

	（単位：円）	
	第9期 （2018年 9月12日現在）	第10期中間計算期間末 （2019年 3月12日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,196,761	1,157,292
親投資信託受益証券	86,182,468	65,105,970
流動資産合計	87,379,229	66,263,262
資産合計	87,379,229	66,263,262
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,013,997	1,021,498
未払受託者報酬	27	27
未払委託者報酬	397	350
未払利息	2	1
流動負債合計	1,014,423	1,021,876
負債合計	1,014,423	1,021,876
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	86,310,966	65,207,344
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	53,840	34,042
（分配準備積立金）	276,444	135,122
元本等合計	86,364,806	65,241,386
純資産合計	86,364,806	65,241,386
負債純資産合計	87,379,229	66,263,262

## （２）中間損益及び剰余金計算書

	（単位：円）	
	第9期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	5,285	6,498
営業収益合計	5,285	6,498
<b>営業費用</b>		
支払利息	4,231	392
受託者報酬	39	27
委託者報酬	408	350
営業費用合計	4,678	769
営業利益又は営業損失（ ）	9,963	7,267
経常利益又は経常損失（ ）	9,963	7,267
中間純利益又は中間純損失（ ）	9,963	7,267
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	3,083	1,246
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	54,466	53,840
剰余金増加額又は欠損金減少額	602,244	18,106
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	602,244	18,106
剰余金減少額又は欠損金増加額	530,978	31,883



	第9期中間計算期間 自 2017年 9月13日 至 2018年 3月12日	第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	530,978	31,883
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	118,852	34,042

## (3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2018年 9月13日から2019年 3月12日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第9期 2018年 9月12日現在	第10期中間計算期間末 2019年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 86,310,966口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 65,207,344口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0006円 (10,000口当たり純資産額) (10,006円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0005円 (10,000口当たり純資産額) (10,005円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第9期 2018年 9月12日現在	第10期中間計算期間末 2019年 3月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法

<p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
--	--

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日		第10期中間計算期間 自 2018年 9月13日 至 2019年 3月12日
期首元本額	59,636,736円	期首元本額	86,310,966円
期中追加設定元本額	745,246,922円	期中追加設定元本額	30,285,925円
期中一部解約元本額	718,572,692円	期中一部解約元本額	51,389,547円

## 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## （参考）

「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）」は「野村インド株マザーファンド」、  
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）」は「野村韓国株マザーファンド」、  
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）」は「野村台湾株マザーファンド」、  
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）」は「野村アセアン株マザーファンド」、  
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）」は「野村豪州株マザーファンド」、  
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）」は「野村インドネシア株マザーファンド」、  
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）」は「野村タイ株マザーファンド」、  
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）」は「野村フィリピン株マザーファンド」、  
「ノムラ・アジア・シリーズ（マネーパール・ファンド）」は「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## 野村インド株マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

(2019年 3月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	3,775,954,554
コール・ローン	1,037,239,801
株式	92,488,119,928
未収入金	1,117,412,278
前払金	55,295,231

(2019年 3月12日現在)

流動資産合計	98,474,021,792
資産合計	98,474,021,792
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,613,166
未払利息	963
流動負債合計	4,614,129
負債合計	4,614,129
純資産の部	
元本等	
元本	31,420,537,008
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	67,048,870,655
元本等合計	98,469,407,663
純資産合計	98,469,407,663
負債純資産合計	98,474,021,792

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2019年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.1339円
(10,000口当たり純資産額)	(31,339円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

2019年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2. 時価の算定方法	
株式	（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当 該為替予約は当該仲値で評価しております。	
計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の 仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物 相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しており ます。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。	

## （その他の注記）

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2019年 3月12日現在	
期首	2018年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	33,218,132,189円
同期中における追加設定元本額	1,119,241,063円
同期中における一部解約元本額	2,916,836,244円
期末元本額	31,420,537,008円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)	30,837,592,954円
野村インド株オープン投信(適格機関投資家専用)	582,944,054円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 野村韓国株マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

(2019年 3月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	4,212,484
コール・ローン	3,347,287
株式	196,661,089
未収配当金	2,442,673
流動資産合計	206,663,533
資産合計	206,663,533
負債の部	
流動負債	
未払金	1,064,487
未払解約金	1,900,000
未払利息	3
流動負債合計	2,964,490
負債合計	2,964,490
純資産の部	
元本等	
元本	113,823,744
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	89,875,299
元本等合計	203,699,043
純資産合計	203,699,043
負債純資産合計	206,663,533

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2019年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.7896円
(10,000口当たり純資産額)	(17,896円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

2019年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	
2. 時価の算定方法	
株式	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。	

## （その他の注記）

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2019年 3月12日現在	
期首	2018年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	142,438,690円
同期中における追加設定元本額	3,389,972円
同期中における一部解約元本額	32,004,918円
期末元本額	113,823,744円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）	113,823,744円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 野村台湾株マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

(2019年 3月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	3,263,029
コール・ローン	767,719
株式	79,168,532
流動資産合計	83,199,280
資産合計	83,199,280
負債の部	

(2019年 3月12日現在)

流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	
-	
純資産の部	
元本等	
元本	37,062,795
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	46,136,485
元本等合計	83,199,280
純資産合計	83,199,280
負債純資産合計	83,199,280

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2019年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.2448円
(10,000口当たり純資産額)	(22,448円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2019年 3月12日現在

## 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ  
ん。

## 2. 時価の算定方法

## 株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

## コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており  
ます。

## (その他の注記)

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2019年 3月12日現在

	2018年 9月13日
期首	
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	40,531,555円
同期中における追加設定元本額	767,226円
同期中における一部解約元本額	4,235,986円
期末元本額	37,062,795円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)	37,062,795円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 野村アセアン株マザーファンド

## 貸借対照表

(単位:円)

(2019年 3月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	1,945,029
コール・ローン	18,473,438
株式	1,095,999,513
未収入金	13,608,514
未収配当金	2,108,914
流動資産合計	1,132,135,408
資産合計	1,132,135,408
負債の部	
流動負債	
未払金	3,300,583
未払利息	17
流動負債合計	3,300,600
負債合計	3,300,600
純資産の部	
元本等	
元本	559,792,562
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	569,042,246



(2019年 3月12日現在)

元本等合計	1,128,834,808
純資産合計	1,128,834,808
負債純資産合計	1,132,135,408

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	為替差損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2019年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.0165円
(10,000口当たり純資産額)	(20,165円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2019年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	

2019年 3月12日現在

## 株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

## コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2019年 3月12日現在

	2018年 9月13日
期首	
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	700,328,391円
同期中における追加設定元本額	15,854,402円
同期中における一部解約元本額	156,390,231円
期末元本額	559,792,562円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)	559,792,562円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 野村豪州株マザーファンド

## 貸借対照表

(単位:円)

(2019年 3月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	1,963,576
コール・ローン	2,456,011
株式	219,760,171
投資証券	17,124,575
未収配当金	4,388,198
流動資産合計	245,692,531
資産合計	245,692,531
負債の部	
流動負債	
未払利息	2
流動負債合計	2
負債合計	2
純資産の部	
元本等	
元本	130,395,710
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	115,296,819
元本等合計	245,692,529
純資産合計	245,692,529
負債純資産合計	245,692,531

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>配当株式</p> <p>配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （貸借対照表に関する注記）

2019年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.8842円
(10,000口当たり純資産額)	(18,842円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

2019年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	

2019年 3月12日現在

## 株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

## 投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

## コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2019年 3月12日現在

2019年 3月12日現在		2018年 9月13日
期首		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額		136,710,616円
同期中における追加設定元本額		5,252,512円
同期中における一部解約元本額		11,567,418円
期末元本額		130,395,710円
期末元本額の内訳*		
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)		130,395,710円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 野村インドネシア株マザーファンド

## 貸借対照表

(単位:円)

(2019年 3月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	23,552,904
コール・ローン	22,500,567
株式	4,618,925,391
流動資産合計	4,664,978,862
資産合計	4,664,978,862
負債の部	
流動負債	
未払利息	20
流動負債合計	20
負債合計	20
純資産の部	
元本等	
元本	2,763,118,155
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,901,860,687
元本等合計	4,664,978,842
純資産合計	4,664,978,842
負債純資産合計	4,664,978,862

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （貸借対照表に関する注記）

2019年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.6883円
(10,000口当たり純資産額)	(16,883円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

2019年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## （その他の注記）

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2019年 3月12日現在	
期首	2018年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	3,263,437,449円
同期中における追加設定元本額	165,946,716円
同期中における一部解約元本額	666,266,010円
期末元本額	2,763,118,155円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）	2,763,118,155円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 野村タイ株マザーファンド

### 貸借対照表

（単位：円）

（2019年 3月12日現在）

<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	105,025,629
株式	859,156,848
新株予約権証券	387,904
未収入金	6,189,030
未収配当金	6,384,013
流動資産合計	977,143,424
<b>資産合計</b>	<b>977,143,424</b>
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	89,687,027
未払利息	97
流動負債合計	89,687,124
<b>負債合計</b>	<b>89,687,124</b>
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	400,887,605
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	486,568,695
元本等合計	887,456,300
純資産合計	887,456,300
<b>負債純資産合計</b>	<b>977,143,424</b>

### 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 新株予約権証券
-------------------	--

	原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (貸借対照表に関する注記)

2019年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.2137円
(10,000口当たり純資産額)	(22,137円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

2019年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 新株予約権証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

## (その他の注記)

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2019年 3月12日現在	
期首	2018年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	520,778,995円
同期中における追加設定元本額	16,394,683円
同期中における一部解約元本額	136,286,073円
期末元本額	400,887,605円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス)	400,887,605円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 野村フィリピン株マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2019年 3月12日現在)

<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	9,385,431
コール・ローン	36,927,242
株式	2,085,528,204
未収入金	19,367,612
未収配当金	3,088,327
流動資産合計	2,154,296,816
資産合計	2,154,296,816
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払利息	34
流動負債合計	34
負債合計	34
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	829,152,485
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,325,144,297
元本等合計	2,154,296,782
純資産合計	2,154,296,782
負債純資産合計	2,154,296,816

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金



4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上していません。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上していません。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上していません。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上していません。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
------------------------	---

## （貸借対照表に関する注記）

2019年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,5982円
(10,000口当たり純資産額)	(25,982円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

2019年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載してあります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

## （その他の注記）

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2019年 3月12日現在	
期首	2018年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	1,125,786,604円
同期中における追加設定元本額	45,763,614円
同期中における一部解約元本額	342,397,733円
期末元本額	829,152,485円
期末元本額の内訳*	

2019年 3月12日現在	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)	829,152,485円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 野村マネー マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)	
(2019年 3月12日現在)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	3,792,337,026
地方債証券	531,203,952
特殊債券	1,900,918,261
社債券	4,645,099,579
コマーシャル・ペーパー	499,996,865
未収利息	4,670,694
前払費用	6,068,435
流動資産合計	11,380,294,812
資産合計	11,380,294,812
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払金	100,001,000
未払解約金	25,000
未払利息	3,521
流動負債合計	100,029,521
負債合計	100,029,521
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	11,053,180,590
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	227,084,701
元本等合計	11,280,265,291
純資産合計	11,280,265,291
負債純資産合計	11,380,294,812

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	<p>地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
2.費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
-----------------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

2019年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0205円
(10,000口当たり純資産額)	(10,205円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

2019年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
地方債証券、特殊債券、社債券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コマーシャル・ペーパー	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

## (その他の注記)

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2019年 3月12日現在	
期首	2018年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	13,328,642,018円
同期中における追加設定元本額	297,516,662円
同期中における一部解約元本額	2,572,978,090円
期末元本額	11,053,180,590円
期末元本額の内訳*	
野村米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	7,149,673円
野村日本ブランド株投資(マネープールファンド)年2回決算型	124,949,455円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	5,452,422円
野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド	3,546,551円
野村・グリーン・テクノロジー マネープール・ファンド	1,019,915円
野村新興国消費関連株投信 マネープール・ファンド	2,407,229円

2019年 3月12日現在	
野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）	18,308,024円
ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）	63,798,109円
野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型	2,513,115円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（マネープールファンド）年2回決算型	1,230,043円
野村グローバルC B投信（マネープールファンド）年2回決算型	839,641円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（マネープールファンド）年2回決算型	13,449,760円
ネクストコア	19,922,154円
野村世界高金利通貨投信	151,953,753円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円

2019年 3月12日現在	
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,260円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Aコース	982,608円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Bコース	98,260円
野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	9,826円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村高金利国際機関債投信（毎月分配型）	49,354,623円
野村アジアCB投信（毎月分配型）	982,608円
野村グローバルCB投信（円コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信（円コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルCB投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルCB投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA向け）	10,000円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年2回決算型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年2回決算型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	984,252円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609円

2019年 3月12日現在	
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（円コース）年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	983,768円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年2回決算型	983,672円
野村テンプレトン・トータル・リターン Aコース	983,381円
野村テンプレトン・トータル・リターン Bコース	98,261円
野村テンプレトン・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンプレトン・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,262円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	983,091円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608円

2019年 3月12日現在	
野村グローバルREITプレミアム(円コース)年2回決算型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,608円
野村日本高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(円コース)年2回決算型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,415円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)年2回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド Aコース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547円
野村通貨選択日本株投信(米ドルコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ユーロコース)毎月分配型	1,963円
野村通貨選択日本株投信(豪ドルコース)毎月分配型	457,265円
野村通貨選択日本株投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(トルコリラコース)毎月分配型	123,377円
野村通貨選択日本株投信(メキシコペソコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(中国元コース)毎月分配型	58,906円
野村通貨選択日本株投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型	80,956円
野村通貨選択日本株投信(インドルピーコース)毎月分配型	568,479円
野村通貨選択日本株投信(ロシアルーブルコース)毎月分配型	48,092円
野村通貨選択日本株投信(米ドルコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ユーロコース)年2回決算型	4,908円
野村通貨選択日本株投信(豪ドルコース)年2回決算型	434,099円
野村通貨選択日本株投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	406,687円
野村通貨選択日本株投信(トルコリラコース)年2回決算型	52,622円
野村通貨選択日本株投信(メキシコペソコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(中国元コース)年2回決算型	57,201円
野村通貨選択日本株投信(インドネシアルピアコース)年2回決算型	36,702円
野村通貨選択日本株投信(インドルピーコース)年2回決算型	220,902円
野村通貨選択日本株投信(ロシアルーブルコース)年2回決算型	13,741円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451円
ノムラ THE USA Aコース	981,258円
ノムラ THE USA Bコース	981,258円
ノムラ THE EUROPE Aコース	98,117円
ノムラ THE EUROPE Bコース	98,117円
野村日本ブランド株投資(米ドルコース)毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資(メキシコペソコース)毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資(米ドルコース)年2回決算型	9,809円
野村日本ブランド株投資(メキシコペソコース)年2回決算型	9,809円
野村アジアハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,808円

2019年 3月12日現在	
野村アジアハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年2回決算型	9,808円
野村米国ブランド株投資(米ドルコース)毎月分配型	9,807円
野村米国ブランド株投資(米ドルコース)年2回決算型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,807円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年2回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)年2回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)年2回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)年2回決算型	9,803円
野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルリアル毎月分配型	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース)	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(米ドルコース)	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース)	9,803円
ノムラ新興国債券ファンズ(野村SMA・EW向け)	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド(野村SMA・EW向け)	9,801円
ノムラ THE ASIA Aコース	97,992円
ノムラ THE ASIA Bコース	979,912円
グローバル・ストック Aコース	97,953円
グローバル・ストック Bコース	979,528円
グローバル・ストック Cコース	97,953円
グローバル・ストック Dコース	979,528円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795円



2019年 3月12日現在	
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド(為替ヘッジあり)毎月分配型	9,797円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド(為替ヘッジあり)年2回決算型	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797円
第1回 野村短期公社債ファンド	3,037,421円
第2回 野村短期公社債ファンド	3,919,169円
第3回 野村短期公社債ファンド	1,371,897円
第4回 野村短期公社債ファンド	1,077,981円
第5回 野村短期公社債ファンド	1,959,729円
第6回 野村短期公社債ファンド	1,077,981円
第7回 野村短期公社債ファンド	686,093円
第8回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第9回 野村短期公社債ファンド	5,094,831円
第10回 野村短期公社債ファンド	1,959,728円
第11回 野村短期公社債ファンド	1,861,757円
第12回 野村短期公社債ファンド	6,664,982円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30(非課税適格機関投資家専用)	5,129,840,665円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50(適格機関投資家転売制限付)	2,050,866,611円
野村日経225ターゲット(公社債運用移行型)Dプライス(適格機関投資家専用)	3,161,244,481円
野村DC運用戦略ファンド	85,180,134円
野村DCテンプレトン・トータル・リターン Aコース	9,818円
野村DCテンプレトン・トータル・リターン Bコース	9,818円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	7,492,405円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2 ファンドの現況

### 純資産額計算書

#### ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)

2019年4月26日現在

資産総額	96,207,600,013円
負債総額	888,903,293円
純資産総額( - )	95,318,696,720円
発行済口数	45,574,259,298口
1口当たり純資産額( / )	2.0915円

#### ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)

2019年4月26日現在

資産総額	190,140,215円
負債総額	440,595円
純資産総額（ - ）	189,699,620円
発行済口数	168,444,692口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1262円

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

2019年4月26日現在

資産総額	87,202,273円
負債総額	621,343円
純資産総額（ - ）	86,580,930円
発行済口数	49,295,331口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7564円

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

2019年4月26日現在

資産総額	1,530,846,811円
負債総額	4,281,842円
純資産総額（ - ）	1,526,564,969円
発行済口数	1,008,187,817口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5142円

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

2019年4月26日現在

資産総額	248,909,307円
負債総額	627,747円
純資産総額（ - ）	248,281,560円
発行済口数	158,959,753口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5619円

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

2019年4月26日現在

資産総額	4,942,211,888円
------	----------------

負債総額	180,017,730円
純資産総額（ - ）	4,762,194,158円
発行済口数	3,375,227,770口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4109円

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

2019年4月26日現在

資産総額	890,036,931円
負債総額	4,418,465円
純資産総額（ - ）	885,618,466円
発行済口数	510,116,554口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7361円

## ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

2019年4月26日現在

資産総額	2,635,772,611円
負債総額	35,039,614円
純資産総額（ - ）	2,600,732,997円
発行済口数	1,337,904,931口
1口当たり純資産額（ / ）	1.9439円

## ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

2019年4月26日現在

資産総額	70,199,984円
負債総額	1,061,522円
純資産総額（ - ）	69,138,462円
発行済口数	69,102,495口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0005円

## （参考）野村インド株マザーファンド

2019年4月26日現在

資産総額	96,981,485,464円
負債総額	3,743円
純資産総額（ - ）	96,981,481,721円
発行済口数	30,479,739,215口
1口当たり純資産額（ / ）	3.1818円

## （参考）野村韓国株マザーファンド

2019年4月26日現在

資産総額	189,311,635円
負債総額	1円
純資産総額（ - ）	189,311,634円
発行済口数	106,087,882口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7845円

## （参考）野村台湾株マザーファンド

2019年4月26日現在

資産総額	86,409,259円
負債総額	1円
純資産総額（ - ）	86,409,258円
発行済口数	36,659,945口
1口当たり純資産額（ / ）	2.3570円

## （参考）野村アセアン株マザーファンド

2019年4月26日現在

資産総額	1,523,538,056円
負債総額	47円
純資産総額（ - ）	1,523,538,009円
発行済口数	722,008,823口
1口当たり純資産額（ / ）	2.1101円

## （参考）野村豪州株マザーファンド

2019年4月26日現在

資産総額	247,790,975円
負債総額	4円
純資産総額（ - ）	247,790,971円
発行済口数	125,346,491口
1口当たり純資産額（ / ）	1.9768円

## （参考）野村インドネシア株マザーファンド

2019年4月26日現在

資産総額	4,906,709,137円
負債総額	153,968,919円
純資産総額（ - ）	4,752,740,218円
発行済口数	2,739,132,141口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7351円

## （参考）野村タイ株マザーファンド

2019年4月26日現在

資産総額	885,551,329円
負債総額	1,681,727円
純資産総額（ - ）	883,869,602円
発行済口数	395,194,331口
1口当たり純資産額（ / ）	2.2365円

## （参考）野村フィリピン株マザーファンド

2019年4月26日現在

資産総額	2,621,024,592円
負債総額	25,370,259円
純資産総額（ - ）	2,595,654,333円
発行済口数	966,038,656口
1口当たり純資産額（ / ）	2.6869円

## （参考）野村マネー マザーファンド

2019年4月26日現在

資産総額	8,498,822,532円
負債総額	2,412,795円
純資産総額（ - ）	8,496,409,737円
発行済口数	8,325,397,679口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0205円

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1 委託会社等の概況

< 更新後 >

##### (1) 資本金の額

2019年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

###### (a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

###### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

###### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

## (b)投資信託の運用体制



## 2 事業の内容及び営業の概況

## &lt; 更新後 &gt;

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2019年3月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1,030	27,794,502
単位型株式投資信託	160	927,888
追加型公社債投資信託	14	5,155,428
単位型公社債投資信託	414	1,728,288
合計	1,618	35,606,108

### 3 委託会社等の経理状況

#### < 更新後 >

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

#### (1) 貸借対照表

区分	注記 番号	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		127	919
金銭の信託		52,247	47,936
有価証券		15,700	22,600
前払金		33	0
前払費用		2	26



未収入金			495		464
未収委託者報酬			16,287		24,059
未収運用受託報酬			7,481		6,764
繰延税金資産			1,661		2,111
その他			42		181
貸倒引当金			11		15
流動資産計			94,066		105,048
固定資産					
有形固定資産			1,001		874
建物	2	377		348	
器具備品	2	624		525	
無形固定資産			7,185		7,157
ソフトウェア		7,184		7,156	
その他		0		0	
投資その他の資産			13,165		13,825
投資有価証券		1,233		1,184	
関係会社株式		8,124		9,033	
従業員長期貸付金		-		36	
長期差入保証金		44		54	
長期前払費用		37		36	
前払年金費用		2,594		2,350	
繰延税金資産		960		962	
その他		170		168	
貸倒引当金		-		0	
固定資産計			21,353		21,857
資産合計			115,419		126,906

区分	注記 番号	前事業年度 (2017年3月31日)		当事業年度 (2018年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			98		133
未払金	1		10,401		17,853
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		31		31	
未払手数料		5,242		7,884	
関係会社未払金		4,438		7,930	
その他未払金		687		2,005	
未払費用	1		9,461		12,441
未払法人税等			714		2,241
前受収益			39		33
賞与引当金			4,339		4,626
流動負債計			25,055		37,329
固定負債					
退職給付引当金			2,947		2,938
時効後支払損引当金			538		548
固定負債計			3,485		3,486
負債合計			28,540		40,816
(純資産の部)					

株主資本			86,837		86,078
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,927		55,168
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,242		54,483	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,635		29,876	
評価・換算差額等			41		11
その他有価証券評価差額金			41		11
純資産合計			86,878		86,090
負債・純資産合計			115,419		126,906

## (2) 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			96,594		115,907
運用受託報酬			28,466		26,200
その他営業収益			266		338
営業収益計			125,327		142,447
営業費用					
支払手数料			39,785		45,252
広告宣伝費			1,011		1,079
公告費			0		0
調査費			26,758		30,516
調査費		5,095		5,830	
委託調査費		21,662		24,685	
委託計算費			1,290		1,376
営業雑経費			4,408		5,464
通信費		162		125	
印刷費		940		966	
協会費		76		79	
諸経費		3,228		4,293	
営業費用計			73,254		83,689
一般管理費					
給料			11,269		11,716
役員報酬	2	301		425	
給料・手当		6,923		6,856	
賞与		4,044		4,433	
交際費			126		132
旅費交通費			469		482
租税公課			898		1,107

不動産賃借料		1,222	1,221
退職給付費用		1,223	1,119
固定資産減価償却費		2,730	2,706
諸経費		8,118	9,122
一般管理費計		26,059	27,609
営業利益		26,012	31,148

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業外収益			
受取配当金	1	7,397	4,031
受取利息		0	4
金銭の信託運用益		684	-
その他		379	362
営業外収益計		8,461	4,398
営業外費用			
支払利息		17	2
金銭の信託運用損		-	312
時効後支払損引当金繰入額		16	13
為替差損		33	46
その他		9	31
営業外費用計		77	405
経常利益		34,397	35,141
特別利益			
投資有価証券等売却益		26	20
関係会社清算益		41	-
株式報酬受入益		59	75
特別利益計		126	95
特別損失			
投資有価証券等評価損		6	2
固定資産除却損	3	9	58
特別損失計		15	60
税引前当期純利益		34,507	35,176
法人税、住民税及び事業税		7,147	10,775
法人税等調整額		1,722	439
当期純利益		25,637	24,840

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本剰余金		利益剰余金	
			その他利益剰余金	

	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606
当期変動額									
剰余金の配当							38,407	38,407	38,407
当期純利益							25,637	25,637	25,637
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	12,769	12,769	12,769
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,349	5,349	104,956
当期変動額			
剰余金の配当			38,407
当期純利益			25,637
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,308	5,308	5,308
当期変動額合計	5,308	5,308	18,078
当期末残高	41	41	86,878

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当期変動額									
剰余金の配当							25,598	25,598	25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	758	758	758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	29	29	29
当期変動額合計	29	29	788
当期末残高	11	11	86,090

## [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
5. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理していません。
6. 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

## 【未適用の会計基準等】

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日）

日）

### (1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

### (2) 適用予定日

2019年3月期の期首より適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

**[ 表示方法の変更に関する注記 ]**

(貸借対照表)

前事業年度において、流動負債の「その他未払金」に含めて表示していた「関係会社未払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他未払金」に表示していた4,438百万円は、「関係会社未払金」4,438百万円として組み替えております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2017年3月31日)	当事業年度末 (2018年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 938百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 681百万円 器具備品 3,331 合計 4,013	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200

損益計算書関係

前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

<p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 5,252百万円 支払利息 17</p> <p>2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。</p> <p>3. 固定資産除却損</p> <p>建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 9 ア</p> <hr/> <p>合計 9</p>	<p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 4,026百万円 支払利息 2</p> <p>2. 役員報酬の範囲額 (同左)</p> <p>3. 固定資産除却損</p> <p>建物 4百万円 器具備品 0 ソフトウェア 53 ア</p> <hr/> <p>合計 58</p>
--	---

## 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2016年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 34,973百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 6,790円

基準日 2016年3月31日

効力発生日 2016年6月24日

配当財産が金銭以外である場合における当該財産の総額

2016年10月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 株式会社野村総合研究所の株式

配当財産の帳簿価額 3,064百万円

1株当たり配当額 594円87銭

効力発生日 2016年10月27日

配当財産の種類 株式会社ジャフコの株式

配当財産の帳簿価額 282百万円

1株当たり配当額 54円93銭

効力発生日 2016年10月27日

配当財産の種類 朝日火災海上保険株式会社の株式



配当財産の帳簿価額	87百万円
1株当たり配当額	16円89銭
効力発生日	2016年10月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

## 金融商品関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的と

して、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

## （２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## ２．金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	127	127	-
(2)金銭の信託	52,247	52,247	-
(3)未収委託者報酬	16,287	16,287	-
(4)未収運用受託報酬	7,481	7,481	-
(5)有価証券及び投資有価証券	15,700	15,700	-
その他有価証券	15,700	15,700	-
資産計	91,843	91,843	-
(6)未払金	10,401	10,401	-

未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	5,242	5,242	-
関係会社未払金	4,438	4,438	-
その他未払金	687	687	-
(7)未払費用	9,461	9,461	-
(8)未払法人税等	714	714	-
負債計	20,578	20,578	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,233百万円、関係会社株式8,124百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	127	-	-	-
金銭の信託	52,247	-	-	-
未収委託者報酬	16,287	-	-	-
未収運用受託報酬	7,481	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	15,700	-	-	-
合計	91,843	-	-	-

当事業年度（自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合

は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-
その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (5) 有価証券及び投資有価証券

### その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

### (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

### 注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

### 有価証券関係

前事業年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

#### 1．売買目的有価証券(2017年3月31日)

該当事項はありません。

#### 2．満期保有目的の債券(2017年3月31日)

該当事項はありません。

#### 3．子会社株式及び関連会社株式(2017年3月31日)

該当事項はありません。

#### 4．その他有価証券(2017年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	15,700	15,700	-
小計	15,700	15,700	-
合計	15,700	15,700	-

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日）

1．売買目的有価証券(2018年 3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2018年 3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2018年 3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2018年 3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日）

該当事項はありません。

## 退職給付関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	18,692 百万円
勤務費用	889
利息費用	125
数理計算上の差異の発生額	464
退職給付の支払額	634
その他	8
退職給付債務の期末残高	19,546
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	15,764 百万円
期待運用収益	394
数理計算上の差異の発生額	468
事業主からの拠出額	507
退職給付の支払額	562
年金資産の期末残高	16,572
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	16,578 百万円
年金資産	16,572
	5
非積立型制度の退職給付債務	2,967
未積立退職給付債務	2,973
未認識数理計算上の差異	2,992
未認識過去勤務費用	371
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352
退職給付引当金	2,947
前払年金費用	2,594
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	889 百万円
利息費用	125
期待運用収益	394
数理計算上の差異の費用処理額	412
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	993
(5) 年金資産に関する事項	
年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	49%
株式	39%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%



## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

## 当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	518
年金資産の期末残高	17,373

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

## 税効果会計関係

前事業年度末 (2017年3月31日)	当事業年度末 (2018年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,345	賞与引当金	1,434
退職給付引当金	913	退職給付引当金	910
投資有価証券評価減	417	投資有価証券評価減	417
未払事業税	110	未払事業税	409
関係会社株式評価減	247	関係会社株式評価減	247
ゴルフ会員権評価減	212	ゴルフ会員権評価減	207
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
時効後支払損引当金	166	時効後支払損引当金	169
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148
未払子会社役務提供費用	-	未払子会社役務提供費用	121
未払社会保険料	85	未払社会保険料	107
関係会社株式譲渡益	88	関係会社株式譲渡益	-
その他	274	その他	197
繰延税金資産小計	4,183	繰延税金資産小計	4,543
評価性引当額	739	評価性引当額	735
繰延税金資産合計	3,444	繰延税金資産合計	3,808
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	18	その他有価証券評価差額金	5
前払年金費用	804	前払年金費用	728
繰延税金負債合計	822	繰延税金負債合計	733
繰延税金資産の純額	2,621	繰延税金資産の純額	3,074
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.4%
タックスヘイブン税制	0.7%	タックスヘイブン税制	1.8%
外国税額控除	0.2%	外国税額控除	0.2%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%
その他	0.2%	その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.7%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%

## セグメント情報等

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域

ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 関連当事者情報

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

### (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借 及び購入等  役員の兼任	資金の借入 (*1)	24,500	短期借入金	-
							資金の返済	24,500		
							借入金利息 の支払	17	未払費用	-

### (イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	-	サービス・製品の購入	自社利用ソフトウェア開発の委託等(*2)	787	未払費用	-

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	33,019	未払手数料	4,486

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(\*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。なお、株式会社野村総合研究所は、2016年10月27日より関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間について、期末残高は関連当事者でなくなった時点について記載しております。

(\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-----	-------	--------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借 及び購入等  役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息 の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等  
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	37,482	未払手数料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等  
該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
(\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
(\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

### (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## 1 株当たり情報

前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,867円41銭	1株当たり純資産額	16,714円33銭
1株当たり当期純利益	4,977円49銭	1株当たり当期純利益	4,822円68銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎	1株当たり当期純利益の算定上の基礎
損益計算書上の当期純利益 25,637百万円	損益計算書上の当期純利益 24,840百万円
普通株式に係る当期純利益 25,637百万円	普通株式に係る当期純利益 24,840百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

## 【重要な後発事象】

当社は、2018年4月6日付で、香港の金融持株会社である8 Limited(エイト・リミテッド、以下「エイト・リミテッド」)の株式の14.9%を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社(以下「エイト証券」)の株式の78.3%を取得しました。当社のエイト・リミテッド及びエイト証券に対する出資額は、それぞれ約11億円及び約16億円であり、いずれも4月上旬に払込みを行っております。

## 中間財務諸表

### 中間貸借対照表

		2018年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		948
金銭の信託		43,002
有価証券		6,700
未収委託者報酬		25,448
未収運用受託報酬		6,582
その他		726
貸倒引当金		16
流動資産計		83,392
固定資産		
有形固定資産	1	793
無形固定資産		6,661
ソフトウェア		6,660
その他		0
投資その他の資産		18,807
投資有価証券		2,582
関係会社株式		11,477
前払年金費用		2,191
繰延税金資産		2,108
その他		448
固定資産計		26,262
資産合計		109,654

		2018年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払収益分配金		0
未払償還金		25
未払手数料		8,085
その他未払金	2	4,704
未払費用		11,109

未払法人税等		1,588
賞与引当金		2,349
その他		149
流動負債計		28,014
固定負債		
退職給付引当金		3,087
時効後支払損引当金		557
固定負債計		3,644
負債合計		31,658
(純資産の部)		
株主資本		77,899
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		46,989
利益準備金		685
その他利益剰余金		46,303
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		21,697
評価・換算差額等		97
その他有価証券評価差額金		97
純資産合計		77,996
負債・純資産合計		109,654

## 中間損益計算書

区分	注記 番号	自 2018年4月 1日 至 2018年9月30日 金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		60,780
運用受託報酬		11,904
その他営業収益		172
営業収益計		72,858
営業費用		
支払手数料		22,197
調査費		16,153
その他営業費用		3,849
営業費用計		42,200
一般管理費	1	14,475
営業利益		16,181
営業外収益	2	6,812
営業外費用	3	183
経常利益		22,810
特別利益	4	38
特別損失	5	153



税引前中間純利益		22,695
法人税、住民税及び事業税		5,121
法人税等調整額		927
中間純利益		16,646

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当中間期変動額									
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826
中間純利益							16,646	16,646	16,646
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	8,179	8,179	8,179
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	21,697	46,989	77,899

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当中間期変動額			
剰余金の配当			24,826
中間純利益			16,646
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	85	85	85
当中間期変動額合計	85	85	8,094
当中間期末残高	97	97	77,996

## [重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの... 移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

## [表示方法の変更]

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

2018年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	3,847百万円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

中間損益計算書関係

		自 2018年4月 1日	至 2018年9月30日
1 減価償却実施額			
有形固定資産		80百万円	
無形固定資産		1,318百万円	
2 営業外収益のうち主要なもの			
受取配当金		6,538百万円	
3 営業外費用のうち主要なもの			
支払利息		1百万円	
金銭信託運用損		121百万円	
時効後支払損引当金繰入		38百万円	
為替差損		17百万円	
4 特別利益の内訳			
投資有価証券等売却益		0百万円	
株式報酬受入益		37百万円	
5 特別損失の内訳			
固定資産除却損		153百万円	

中間株主資本等変動計算書関係

		自 2018年4月 1日	至 2018年9月30日			
1 発行済株式に関する事項						
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
	普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株	

## 2 配当に関する事項

## 配当金支払額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## ・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	24,826百万円
(2) 1株当たり配当額	4,820円
(3) 基準日	2018年3月31日
(4) 効力発生日	2018年6月25日

## 金融商品関係

当中間会計期間(自2018年4月1日至2018年9月30日)

## 金融商品の時価等に関する事項

2018年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	948	948	-
(2)金銭の信託	43,002	43,002	-
(3)未収委託者報酬	25,448	25,448	-
(4)未収運用受託報酬	6,582	6,582	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	6,700	6,700	-
資産計	82,682	82,682	-
(6)未払金	12,817	12,817	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	8,085	8,085	-
その他未払金	4,704	4,704	-
(7)未払費用	11,109	11,109	-
(8)未払法人税等	1,588	1,588	-
負債計	25,515	25,515	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

## その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券2,582百万円、関係会社株式11,477百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 有価証券関係

当中間会計期間末（2018年9月30日）

## 1．満期保有目的の債券(2018年9月30日)

該当事項はありません。

## 2．子会社株式及び関連会社株式(2018年9月30日)

該当事項はありません。

## 3．その他有価証券(2018年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	6,700	6,700	-
小計	6,700	6,700	-
合計	6,700	6,700	-

## セグメント情報等

当中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 1 株当たり情報

	自 2018年4月 1日 至 2018年9月30日
1 株当たり純資産額	15,142円86銭
1 株当たり中間純利益	3,231円95銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	16,646百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	16,646百万円
期中平均株式数	5,150千株

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 更新後 >

## (1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額 <sup>*</sup>	(c) 事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\* 2019年3月末現在

## (2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

\* 2019年3月末現在

## (3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジ メント・シンガポール・リミテ ッド)	SG\$2,800,000	シンガポールの証券先物法(The Securities & Futures Act)及び関連する諸法令に基づき、投資助言、資産運用業務を営んでいます。
Samsung Active Asset Management Co., Ltd. (サムスン アクティブ アセ ット マネジメント カンパニー リミテッド)	KRW 30,000,000,000 <sup>**</sup>	韓国において投資顧問業および投資信託業務を行なっています。

\* 2019年3月末現在

\*\* 2018年12月末現在

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年5月10日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 亀井純子指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）の2018年9月13日から2019年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）の2019年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018年9月13日から2019年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年5月10日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 亀井純子指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）の2018年9月13日から2019年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）の2019年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018年9月13日から2019年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年5月10日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 亀井純子指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）の2018年9月13日から2019年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）の2019年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018年9月13日から2019年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年5月10日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 亀井純子指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）の2018年9月13日から2019年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）の2019年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018年9月13日から2019年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年5月10日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 亀井純子指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）の2018年9月13日から2019年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）の2019年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018年9月13日から2019年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年5月10日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 亀井純子指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)の2018年9月13日から2019年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）の2019年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018年9月13日から2019年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年5月10日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 亀井純子指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）の2018年9月13日から2019年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）の2019年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018年9月13日から2019年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年5月10日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 亀井純子指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）の2018年9月13日から2019年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）の2019年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018年9月13日から2019年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年5月10日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 亀井純子指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）の2018年9月13日から2019年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）の2019年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018年9月13日から2019年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

2018年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 雄 一 郎指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 津 村 健 二 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年4月6日付でエイト・リミテッドの株式を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社の株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2018年11月21日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 亀井純子指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井雄一郎指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 津村健二郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監

査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。